

令和 7 年度 沖縄振興拡大会議

令和 6 年度市町村要望事項に対する措置状況

期 日：令和 7 年 4 月 30 日

沖 縄 県

目 次

I 市町村共通要望事項

1. 日米地位協定の見直しについて	1
2. 台風災害による支援策について	2
3. 不発弾等の早期処理について	3
4. 離島振興に向けての財政支援について	5
5. 『離島空路整備法（仮称）』の制定について	5
6. 特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について	6
7. 離島医療の支援強化について	7
8. 国民健康保険事業に対する財政支援について	8
9. 日台漁業取り決めの抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりについて	8
10. 海岸漂着ゴミ処理対策について	9
11. 文化財保護に関する県補助金の増額について	10
12. 子どもの貧困対策について	10
13. 国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて	11
14. 特別支援教育環境の充実について	12

Ⅱ 各地区提出要望事項

1 北部地区提出要望事項

1. 名護湾沿岸のまちづくりについて	1 3
2. 国民保護法に基づく避難実施要領パターンの作成について	1 4
3. 沖縄県土地利用基本計画の変更について	1 5
4. 赤土等流出防止対策について	1 6
5. 国道331号冠水について	1 6
6. 大保集落内浸水被害について	1 6
7. 安心安全な国道の整備について	1 7
8. 「企業版ふるさと納税」軽減税額控除の延長について	1 7
9. 整備した施設の塩害及び腐食への対策について	1 8
10. 道路事業の早期の整備完了及び高規格道路の早期事業化について	1 8
11. 県営住宅の整備について	1 9
12. 県道の除草対策について	1 9
13. 松くい虫被害木の伐倒駆除について	2 0
14. 宜野座恩納線（県道）の整備促進について	2 1
15. 河口閉塞の対策等について	2 1
16. 沖縄自動車道地域活性化インターチェンジ及び スマートインターチェンジと名護向け屋嘉インターチェンジの設置について	2 2
17. 伊芸地区海岸護岸整備について	2 3

18. 伊江港港湾整備事業の促進について	2 3
19. 伊江島空港の有効活用について	2 3
20. 伊平屋・伊是名間の架橋整備の推進について	2 4
21. 伊平屋空港建設について	2 5

2 中部地区提出要望事項

1. 潮乃森の早期埋立完了及び整備促進について	2 7
2. 県単位での病児・病後児保育の実施について	2 7
3. 重要港湾を結ぶ新たな重要物流道路として中部東道路の早期事業化と既存物流道路の機能強化について	2 8
4. 県道伊計平良川線の早期整備について	2 9
5. 勝連半島一周道路にかかる（仮称）勝連半島南側道路の整備と県道 3 7 号線の老朽化対策について	3 0
6. 沖縄振興に資する普天間基地跡地の土地先行取得にかかる財源確保について	3 0
7. 防犯カメラのリニューアル等に係る予算措置について	3 1
8. 海岸堤防強靱化について	3 2
9. 嘉手納漁港の航路の浚渫について	3 3
10. 大型M I C E施設周辺地域における交通対策について	3 3
11. 福祉施策における財政支援の拡充等について	3 5
12. 米軍人・軍属の戸籍届出に係る財政措置について	3 6
13. （仮称）沖縄読谷線及び国道 5 8 号バイパスに係る整備について	3 6
14. 既返還跡地の支障除去について	3 7
15. 護岸の老朽化対策について	3 8
16. 宜野湾横断道路東側区間の早期着工について	3 8

3 南部地区提出要望事項

1. 南部地域における道路交通網の整備について	3 9
2. 南部地域における軌道系を含む新たな公共交通システムの整備について	4 2
3. バスの再編について	4 3
4. 信号機の設置について	4 3
5. 慰霊碑・戦争遺跡等について	4 4
6. 緊急浚渫推進事業債の継続について	4 6
7. 緊急自然災害防止対策事業債の継続について	4 7
8. 国民健康保険事業への財政支援等について	4 7
9. 医療費助成事業の拡充について	4 8
10. 消費者安全施策について	4 9
11. 学校給食費無償化制度の早期実現について	5 1
12. 沖縄県立離島児童生徒支援センターの拡張について	5 2
13. 沖縄振興公共投資交付金について	5 2
14. 沖縄師範健児の塔やその関連施設の県営沖縄県平和祈念公園への編入及び 崖下の不法投棄ごみ地帯に埋蔵する戦没者遺骨収集並びに不発弾等の撤去について	5 3
15. 公共下水道の整備について	5 5
16. 久高島高速ブロードバンドインフラ整備について	5 5
17. 報得川の早期整備について	5 6
18. 成年後見制度利用支援事業について	5 6
19. マリントウン東浜水路の浚渫について	5 7
20. 海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について	5 8

21. 渡嘉敷診療所の災害時の環境整備について	5 9
22. 駐在所の設置について	5 9
23. 県道185号線（栗国港線）の改修について	6 0
24. 渡名喜漁港の整備について	6 1
25. 南大東村港湾整備について	6 1
26. 北大東港船溜まり場の整備について	6 1

4 宮古地区提出要望事項

1. 離島における石油製品価格低減への支援について	6 3
2. 宮古空港の機能強化について	6 3
3. 与那覇前浜海岸の浸食対策について	6 4
4. 医師・看護師等の安定的な確保について	6 5
5. 離島に住む癌患者の医療にかかる負担軽減について	6 5
6. 農林水産物流条件不利性解消事業における輸送単価の見直しについて	6 5
7. 産業廃棄物の処理にかかる輸送費への補助について	6 6
8. 宮古広域公園の早期整備について	6 7
9. 離島における船員不足の解消と宮古島市の県立高等学校学生寮の建設について	6 7
10. 離島の道路橋りょうの維持・保全について	6 8
11. 若者の定住促進に資する環境整備について	6 9
12. 宮古空港横断トンネル整備について	7 0
13. 離島における乳幼児健診の体制について	7 0
14. 多良間港(前泊地区)公園整備について	7 1

5 八重山地区提出要望事項

1. G I G Aスクール構想における補助制度の拡充及び環境整備に係る財政的支援について	7 3
2. 旧八重山病院跡地の利活用について	7 3
3. 離島児童生徒への派遣費助成について	7 4
4. 市内空港・港湾施設の早期の機能強化について	7 5
5. 狩猟者研修センター（射撃場）の建設について	7 5
6. 石垣港におけるC I Q施設の整備費用補助について	7 6
7. 空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期供用開始について	7 7
8. スクールロイヤーの配置に係る財政等支援の要請について	7 7
9. 医療的ケア児の修学旅行時における看護師の派遣要請について	7 8
10. 沖縄県空港保安施設設置事業補助対象者の拡充について	7 8
11. 石垣市北部・西部地区の通学困難な高校生への支援について	7 8
12. 尖閣諸島の自然環境及び海岸線の保全について	7 9
13. 尖閣諸島海域内での漁業者の安全操業の確保について	8 0
14. 老朽化したヘリ離着陸施設の改修費用の支援について	8 1
15. 農林漁業資材等輸送費補助について	8 2
16. 竹富町民等船賃軽減事業の継続について	8 2
17. 離島におけるごみの海上輸送費用補助について	8 3
18. 離島における放置パレット及び海岸漂着ごみの処理問題について	8 3
19. 西表島北岸エリアの携帯電話不感地帯の解消について	8 4
20. 国境交流事業の推進に伴うインバウンド受け入れ環境整備への支援について	8 5

21. 離島に勤務する医師のサポート体制の充実について	8 6
22. 離島に勤務する教職員へのサポート体制の充実について	8 6

I 市町村共通要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
共 1	日米地位協定の見直しについて	県民の生命・財産と人権を守る立場から日米地位協定を抜本的に見直しするよう国に対し引き続き強力に要望していただきたい。	米軍基地に起因するさまざまな事件・事故等から、県民の生命・財産と人権を守り、県民の福祉の向上を図るためには、施設及び区域の提供、管理、返還や合衆国軍隊の活動及び合衆国軍隊構成員等の法的地位等について規定している現行の日米地位協定を見直す必要がある。日米地位協定が締結されて64年が経過した今も、相次ぐ県民の人権、女性の尊厳に関わる事件をはじめ、米軍機の墜落事故の多発など、米軍人・軍属等による事件・事故が後を絶たず、もはやその運用改善だけでは米軍基地をめぐる諸問題の解決は望めず、日米地位協定を見直すべきである。よって、同協定の早期見直しについて、国に対し要望する必要がある。	日米地位協定の見直しについて、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要望してきたところであります。 県は、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、平成29年9月には、平成12年に実施した同協定の見直しに関する要望以降の状況の変化を踏まえ、市町村等の意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、日米両政府へ要望を行っております。 また、全国知事会に働きかけを行ったところ、令和2年11月の全国知事会議において、日米地位協定の抜本的な見直しを含む新たな「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議されました。 加えて、令和3年5月の本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理・縮小についての要望や、令和4年5月の「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」において、日米地位協定の抜本的な見直しについて求めています。 さらに、日米地位協定の問題点を更に明確化し、見直しの必要性に対する理解を全国に広げることを目的として、他国地位協定調査を行い、令和6年2月には、これまでに実施した調査の結果を総括するシンポジウムを開催し、国民的議論の機運醸成を図

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				ったほか、同年８月には、全国知事会において調査結果を総括した資料を配布し、各都道府県への周知を図ったところです。 政府に対しては、令和６年８月には内閣総理大臣等、１０月には沖縄及び北方対策担当大臣、１２月には防衛大臣に要望書を提出したほか、渉外知事会とも連携して行動し、機会あるごとに日米両政府に対し、日米地位協定の抜本的な見直しを求めています。 今後とも、軍転協や全国知事会、渉外知事会、各政党等との連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。
共 ２	台風災害による支援策について	台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から現在の災害復旧制度の適用基準を見直すよう引き続き国に対し強く働きかけていきたい。	本県は、台風銀座と呼ばれるほど、地理的・気象的にも台風が通過する位置にあり、毎年台風の被害を被っている。平成１５年宮古圏域を襲った台風１４号では、全壊・半壊する建物は少なかったものの暴風に伴う窓ガラスの破損による人的被害や吹き込んだ雨水により、公共施設、学校、病院、家屋等広範囲にわたり甚大な被害を受け、長時間住民の生活に支障をきたし、精神的、肉体的にも大きなダメージを与えた。しかしながら、壊滅的な被害を被ったにもかかわらず、国の定める災害救助法や激甚災害法のような災害復旧制度は、地震や大規模な土砂災害など家屋が数多く倒壊する災害を想定していることから、同制度の適用基準に当てはまらないのが現状である。毎年のように来襲する台風による災害は、宮	災害復旧制度の見直しについては、全国でも要望が多く、全国知事会から積極的に国への要請を行っており、平成２２年度の激甚災害制度における局地激甚災害指定基準の緩和など一定の成果が得られています。 県としましては、災害復旧制度を活用した早期の復旧が行えるよう関係大臣等に対し求めてきたところであり、引き続き、全国知事会とも連携し、要請してまいります。 本県では、コンクリート構造など堅固な住宅が多いことから、他の都道府県と異なり災害の規模の割に住家被害が小さくなる傾向にあり、災害救助法等の適用基準には達しない状況となっております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			古圏域のみならず、本県全体にかかわる問題であり、台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から災害復旧制度の適用基準を災害の大きさと被害の実態を総合的に判断する等、適用基準を見直す必要がある。	ただし、災害救助法第2条第1項第4号は、「多数の者が生命又は身体への危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、多数の者が避難して、継続的に救助を必要とする」場合は、住家被害の程度にかかわらず知事の判断で災害救助法を適用できる規定（いわゆる4号基準）となっていることから、近年、国は4号基準による積極的な法適用を推奨しており、令和5年台風第6号においても、4号基準による法適用を行ったところです。 また、災害救助法や被災者生活再建支援制度等の見直しについては、全国知事会や九州地方知事会を通して適用範囲の拡大や基準の見直し、救助費の対象の拡充、自治体負担の軽減等を要請しているところです。 なお、県では令和6年12月12日に、知事から防災を所管する内閣府特命担当大臣に対し、災害救助法適用の弾力的な運用を図ること、について要請しています。 今後とも、災害救助法の適用については、迅速かつ柔軟に対応し、制度の適用基準の見直しについても、国に働きかけてまいります。
共 3	不発弾等の早期処理について	不発弾等は、県民の円滑な経済活動や安心・安全な県民生活を確保する上で	先の大戦で大きな惨禍を被った本県においては、未だに多くの戦後処理問題を抱えており、特に、不発弾等処理については、県民の日常の生活や生命、財産及び経済活動に直結する問題であり、早急に解決する必要がある。戦後70年余を経た今日、沖縄県	県は、不発弾等対策については、戦後処理の一環として、国が責任を持って取り組むべきものと考えております。この観点に立ち、近年では、令和4年9月、令和5年9月、令和6年2月、10月及び12月に関係大臣に対し、不発弾等処理及び磁気探査の全

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		障害となっており、その処理を戦後処理の一環として国の全面的責任において、次の事項の実現方について、国に対し強く働きかけていただきたい。	には未だ多量の不発弾等が埋没していると推定されており、県内で発見され、処理される不発弾の年間数量は全国の約5割を占めている。不発弾処理については、爆発事故に係る被害補償の問題など、未だ多くの課題を抱えており、課題の早期解決を図り、戦後処理の一環として国の全面的責任において行われるよう国に対し、強く要望する必要がある。	額国庫負担等について要望してきたところであります。
		1 不発弾等爆発事故の被害補償について (1) 不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設		不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設について、平成20年度に沖縄県不発弾等対策安全基金を創設したところであり、被害者への見舞金、被害を受けた公共及び民間施設等への支援金について、基金からの支出で対応することとしております。
		2 不発弾等処理について (1) 不発弾等処理の国による直接実施 (2) 不発弾等の現場保存、警備及び保安措置の国による直接実施		不発弾等処理の国による直接実施、不発弾等の現場保存、警備及び保安措置の国による直接実施については、県として、県民の安心・安全を確保し、市町村等の負担軽減を図るため、引き続き、国に要望してまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
共 4	離島振興に向けての財政支援について	県費上乗せ補助（離島加算）の見直しをせずに、これまでどおりの県補助率を継続していただきたい。また、新たに離島振興交付金（仮称）を設置していただきたい。	これまで、離島市町村は、国・県の支援のもと、整備がされ、離島市町村の振興に大きく貢献している。県は、行財政改革プランで、県費上乗せ補助（離島加算）の見直しを検討しているとのことであるが、離島市町村は、依然として財政運営が厳しい状態が続いており、それが実施されると離島市町村における振興に多大な影響が出る。については、離島市町村における産業振興を図る上から、県費上乗せ補助（離島加算）の継続及び離島振興交付金（仮称）を新設して、離島振興に取り組む必要がある。	県としては、均衡ある県土発展及び離島地域における定住条件の確保の観点から、農業農村整備事業等による離島振興は不可欠であると考えており、補助事業における離島加算について継続して取り組んでまいります。 新たな交付金の設置につきましては、平成24年度に沖縄振興特別推進交付金が創設され、離島における定住条件の整備など、沖縄固有の特殊事情に起因する課題の解決に向けて、よりの確かつ効果的に施策を展開できる環境が整備されております。 離島市町村におかれましては、諸課題の解決に向け、沖縄振興特別推進交付金等を有効に活用いただくとともに、県としましても、離島市町村と緊密に連携し、当該市町村の行う事業の円滑な実施が図られるよう努めてまいります。
共 5	『離島空路整備法（仮称）』の制定について	離島航空路線の維持・充実を図るため、『離島空路整備法（仮称）』の制定についてご尽力をいただきたい。	離島における航空路線は、航路とともに離島住民の生活や産業振興に極めて重要な交通手段であり、民生安定の上から欠くことのできない生活路線である。航空路線の維持・充実を図るためには、離島航路整備法と同様に関係航空路線の欠損補助等を骨子とした『離島空路整備法（仮称）』の制定が必要である。	離島航空路の維持・確保を図るため、運航費及び航空機購入費用に係る財政支援や航空機燃料税等の公租公課の軽減措置が実施されておりますが、これらの内容をより確実なものとするため、地域航空に関わる都道府県等で構成される全国地域航空システム協議会を通して、新たな法制の整備について、国に対し要望を行ってきたところであります。 県としましても、引き続き関係都道府県等と連携して、その実現に取り組んでまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
共 6	特定町村 （人材確保 支援計画の 対象となる 町村）の地 域保健活動 を推進する 人材確保・ 資質向上等 について	① 保健師の計 画的・継続的 確保 特定町村に おいて、保健 師の安定した 確保・定着に ついて更なる 支援をしてい ただきたい。	特定町村保健師の多くが、他県を含む島外出身者であり、地理的、社会的不利性等から採用後も勤続期間が短いことが多く、安定した確保・定着に苦慮している状況である。住民へ安心ある質のよい保健活動を提供するためには保健師の継続的な確保・定着は必要不可欠であり市町村における保健師の計画的な採用が可能となるような制度の創設等が必要である。	県では、平成9年度より「沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画」に基づき、特定町村保健師の確保支援と人材育成による定着支援を行っているところであります。
		② 人材育成 採用した新 任保健師等 に対し地域実 状に応じた現 任教育等、人 材育成及び資 質向上につい て引き続き全 面的に支援を していただか い。	特定町村においては、ようやく採用した保健師の多くが、新卒者であるため、地域保健活動の経験がなく、円滑に保健事業を進めることが困難であり、また、保健の専門職や先輩保健師等もいないため専門的な実務及び資質向上研修を町村独自で実施することも困難である。現在、新採用保健師については、県保健所保健師の支援で1年間の現任教育による実務研修が行われており、特定町村の保健事業の実施推進に大きな効果をあげているため、勤続年数に見合った研修の実施や特定町村保健師と県保健師間、保健所管内の市町村保健師間の人事交流等人材育成及び資質向上等について更なる支援が必要である。	特定町村における人材育成支援では、保健所による新任保健師の現任教育支援や集合研修等と併せ、平成30年度から退職保健師（コーディネーター）を活用した現地での現任教育支援事業を実施しているところだす。 また、行政に勤務する保健師の資質向上を図るため階層別研修等を実施しており、引き続き支援を行います。 人事交流については「沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画」に基づき、対応を検討してまいります。
		③ 保健師の複 数配置 保健師の加 重負担を軽減	小規模町村では、保健師1名で保健業務（保健・福祉・介護等）が行われていることが多くその責任や負担も大きく、保健師の安定した確保につながっ	保健師1人配置、又は産休等により休暇者が生じた場合等において、地域保健事業が円滑に実施できるよう「沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		するために、保健師の複数配置が促進されるよう支援していただきたい。 ④ 財政的支援 特定町村における保健師の確保及び資質の向上が図られるよう引き続き財政面等の支援をしていただきたい。	ていない状況がある。また、専門的職種であるがゆえの閉塞感等が辞職理由の1つとも考えられている。そのため保健師の複数配置は急務であり、継続的な確保が促進されるためにも、その支援が必要である。 特定町村における保健福祉行政が円滑に推進し、保健師の安定確保及び資質向上が引き続き図られるよう、更なる財政支援が必要である。	画」に基づいて、平成27年度から、短期間・スポット的な応援保健師の斡旋など体制整備を行っているところであります。 保健師の配置につきましては、地方交付税が措置されているほか、人件費に対する国庫補助も措置されております。
共 7	離島医療の支援強化について	離島地域における医療は特殊事情に起因する制約も多く、医師及び医療従事者は生活や労働環境の整備、診療所の管理運営等多くの支援を必要としているため、その強化	本県は地理的特殊性ゆえに県立診療所、町村立診療所と2通りの診療所体制がとられており、ほとんどの診療所が医師1人体制であるため、その勤務環境や診療所運営は厳しい状況にある。その上、診療所施設や医療機器等の設備についても十分とはいえず、医師等は多くの不安を抱えたまま医療サービスの提供に従事している。医師及び医療従事者の安定的な確保を図るためにも、労働環境や生活環境の整備、診療所運営の支援及び診療所施設、医療機器の老朽化に対する支援について、更なる強化が必要である。	県では、離島・へき地における安定的な医療の提供を図るため、へき地診療所や医師住宅等の施設整備に要する経費及びへき地診療所の運営、医療機器等購入に要する経費に対し、補助を実施しており、今後も必要な支援を行ってまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		を図っていただきたい。		
共 8	国民健康保険事業に対する財政支援について	国民健康保険事業の前期高齢者交付金は、去る大戦の影響による高齢者の加入率の差により交付金額に大きな不均衡が生じているため、沖縄県の特殊事情を考慮していただき早急な対策を図るよう国に対し強く働きかけていただきたい。	沖縄県の市町村国保の財政状況は、「前期高齢者財政調整制度」以降、急激に悪化している。この制度が前期高齢者の加入割合に比重をおいて算定される仕組みであるため、先の大戦の影響により出生数が減少した本県においては、前期高齢者加入割合が著しく低く不利な制度となっている。「前期高齢者加入割合が著しく乖離して低い本県の前期高齢者交付金」と「全国平均並みの加入割合で算定される交付金」との差額を是正する新たな財政支援措置を講ずる必要がある。	沖縄県の前期高齢者交付金の交付額につきましては、令和5年度は約334億円、令和6年度は約347億円が交付され、令和7年度は363億円の見込みとなっており、高齢化の進行に伴い、年々、増加してきております。 しかしながら、平成20年度に退職者医療制度に代わり導入された前期高齢者財政調整制度に伴い、市町村国保の財政状況が悪化したことから、県としましては、本来であれば、制度移行時に本県の特殊事情に配慮した何らかの激変緩和措置が必要であったと考えております。 そのため、県は、市町村及び国保連合会等と連携し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援について国に要請してきたところであり、今後とも市町村及び国保連合会等と連携し、適切に対応していきたいと考えております。
共 9	日台漁業取り決めの抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締	県内漁業者に不利な現在の取り決め内容を抜本的に見直すよう国等に働きかけるとともに、漁船の安全操業・安全航行確	日台民間漁業取り決めについては、令和5年度に開催された日台漁業委員会第10回会合において、平成31年度から続く現行操業ルールが、令和6年度も引き続き適用されることとなった。マグロはえ縄の漁場である八重山北方の「三角水域」は、現在約6割の区域が台湾漁船の操業を優先する台湾側にとって有利な区分となっているため、同取り決めの抜本的な見直しを求めている。また、尖閣諸島国有化以	県は水産関係団体と連携し、これまでも、国に対して要請を重ねてきており、去る令和6年12月にも、「操業ルールの改善と操業安全対策の強化等」を要請しております。 また、操業安全対策としては、「沖合操業の安全確保支援事業」により、漁船に無線機を設置する際の補助を実施し、天気予報、船舶の航行のトラブル等といった情報の伝達手段を確保しております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	まりについて	保のため、周辺海域の取り締まりを強化していただきたい。	降、その周辺海域では中国公船による尖閣侵犯が繰り返され、漁業者の安全が脅かされている。ついては、日台漁業取り決めの特別水域のあり方等に関し、県内漁業関係者の意見が反映されるように国等に働きかけるとともに、排他的経済水域における貴重な海洋資源の保全と漁船の安全な操業・航行確保のため、宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりの強化を図る必要がある。	県としましては、引き続き、水産関係団体と連携し、操業ルールの改善と漁業者の安全確保等について国に求めてまいります。
共 10	海岸漂着ゴミ処理対策について	海岸漂着ゴミの防止策及び処理対策を継続的に講じていただきたい。	沖縄本島及び離島の海岸には、プラスチック容器類や発泡スチロール、漁具、流木、廃油ボール、医療廃棄物などの大量の海洋ゴミが漂着し、海岸線及び海浜の景観を損ねている。地域住民や各種団体等のボランティアによる回収もなされているが、自治体は海岸漂着ゴミの回収及び処理に多額の費用がかかり苦慮しているのが実情である。近年においては、大型の漂着ブイや木材なども多く離島内での処理が難しい状況にある。海岸漂着ゴミには海洋投棄や周辺諸国からのゴミ等が含まれており、海浜景観を損なうだけでなく、有害・危険物資による海浜や海岸・海洋生物への汚染・危害という重大な環境問題も懸念されており、さらに、高密度の微細プラスチックごみ（マイクロプラスチック）が検出され、これを飲み込んだ魚や海鳥が体内に蓄積し、人体への影響も懸念されるなど深刻な事態である。きれいな海浜、美しい自然環境を保全し、県のリーディング産業である観光産業の持続的な発展を図る上から	県では、国の地域環境保全対策費補助金を活用し市町村・地域住民及びボランティア団体の協力も得ながら海岸漂着物対策を実施しております。継続して海岸漂着ごみの処理対策及び発生抑制対策に取り組むため、引き続き、地元市町村等関係機関とも連携を図るとともに、国に対し、必要な財源の確保を求めてまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			も継続的に海岸漂着ゴミの防止策及び回収・運搬・処理対策を講ずるに必要な事業費を市町村の財政負担にならないよう万全な措置を講じる必要がある。	
共 11	文化財保護に関する県補助金の増額について	① 国庫補助事業に伴う県補助金を従前の10%補助にしたい。 ② 県指定文化財の保存整備に係る補助金を従前の50%補助にしたい。 ③ 文化財保護に対する沖縄県補助金総枠を増額したい。	沖縄県は、その歴史的・文化的特異性から貴重な文化遺産を多数有している。これらは、国内外から極めて高い評価と注目を集めており、文化的、観光的側面からその保護と活用が求められている。一方、沖縄県は、第二次世界大戦後米軍統治下にあったため、文化財保護法の適用を受けたのは1972年の復帰後であり、文化財の保護という面では他県に比して、立ち遅れたという経緯がある。しかし、国・県指定文化財及び埋蔵文化財にかかる国・県補助事業に対する県補助金の総枠は、平成10年度から削減がなされ、県内市町村では、文化財保存整備事業や埋蔵文化財発掘調査等の事業規模の縮小や事業自体の凍結を迫られており、さらに、平成19年度からは補助金総枠の削減のみならず、補助率の大幅なダウンも行われ、より一層厳しい状況となっている。このように、県内の文化財保護は極めて危機的状況に陥っており、次世代へ護り伝えていかなければならない文化財を適切に保護するため、沖縄県の文化財関連予算を見直し、県補助金の増額をする必要がある。	県教育委員会では、市町村等が実施する文化財保護等に関する事業について、予算の範囲内での補助を実施しているところ。 また、災害や経年劣化等により緊急の補修を要する有形文化財など、諸条件を総合的に判断し、優先度の高い事業については補助率に準拠した補助を行っているところであります。 県教育委員会としましては、県民の貴重な共通の財産であり、地域資源としても注目されている文化財の保存・活用は重要な事業と認識しており、今後とも適切な予算確保に努めていきたいと考えております。
共 12	子どもの貧困対策について	内閣府「沖縄子どもの貧困緊急対策補助事	本県においては、沖縄子どもの貧困緊急対策事業補助金を活用し、「子どもの貧困対策支援員の配置」、「子どもの居場所」を設置するなど困窮して	国に対して、沖縄県のこどもの貧困対策にかかる支援を求めてきた結果、「沖縄こどもの貧困緊急対策事業」については令和7年度以降も現在の補助率

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		業」について、高率補助のまま令和6年度以降の事業継続を、国に対し強く要望していただきたい。	いる世帯の子どもに対して支援を実施しており、今後も新たに「拠点型居場所」設置など事業を推進していく予定である。子どもの貧困対策事業については、事業効果が現れるまで息の長い実施が求められることから、安定した財源は必要不可欠であり、令和6年度以降の補助継続について、国に対し強く要望する必要がある。	を維持したまま継続されることとなり、同事業費補助金総額は20.7億円（対前年度比約2.2億円増）が措置されることとなりました。 令和6年3月時点で、同事業を活用したこどもの居場所が県内で209箇所設置され、貧困対策支援員は114人配置されるなど支援体制が整ってきておりますが、支援が必要な子どもや保護者の生活実態は依然として厳しい状況であるため、国に対し、同事業の継続等について、引き続き要望してまいります。
共 13	国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて	子ども、重度心身障がい者等に対する医療費助成に係る市町村単独事業についての国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止するよう国に対し強く働きかけていただきたい。	現在、地方自治体においては、子ども、重度障がい者、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療機関を受診できるよう医療費の無料化を含む様々な助成制度を実施している。国は、医療費助成制度の現物給付化は医療費の増大をもたらす要因とし、現物給付により行った場合には国庫負担が減額調整され、減額分は、最終的には被保険者や住民の負担に転嫁されることになる。重度心身障がい者への医療費助成は自動償還払制度を平成30年8月より実施しているところであるが、より利用者の利便性や経済的負担の軽減を図り、経済的理由により受診を控えることなく早期受診することで疾病の重篤化を防ぐためにも現物給付とする必要がある。また、未就学児については、平成30年度から現物給付化による国庫負担の減額調整措置を行わないこととしたが、未就学児以外を対象とする医療費助成制度	こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置については、当該措置の廃止が盛り込まれた「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）により、令和6年4月から廃止されております。 重度心身障害者については、全国知事会等を通して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することについて、国へ要望を行っているところであります。 県としましては、今後とも全国知事会等を通して国に要望を行うなど、適切に対応していきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			についても減額調整措置を直ちに廃止し、財政の健全化と長期的な安定運営を図る必要がある。	
共 14	特別支援教育環境の充実について	特別な支援を要する児童・生徒への支援員配置を行っていたきたい。	本県では、特別支援学級に通う児童・生徒が年々増加しており、また、ADHD等による安全面から常に注意・支援を要する児童・生徒等も増えている状況にあり、担任一人での対応も困難な状況となっている。県内市町村では、学校における安全の確保、円滑な授業の実施等を目的に特別支援に係る支援員を学校に派遣する等対策を講じている。特に幼児期や低学年での支援はその後の成長において非常に重要な時期であり、手厚い支援を行うことが求められている。県全体における一定以上の教育水準の維持と向上の観点から、県による支援員の配置、又は、市町村への財政援助が必要である。	公立幼小中高等学校において障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等のための「特別支援教育支援員」を配置するため、国は、都道府県・市町村に対して平成19年度から地方財政措置を開始しております。 県教育委員会としましては、文部科学省の「切れ目ない体制整備充実事業」等、市町村が活用できる予算についての情報提供を行うとともに、引き続き、全国都道府県教育長協議会を通して、国の施策並びに予算に関する要望において、支援員の配置に係る地方財政措置についてさらなる拡充を要望してまいります。

Ⅱ 各地区提出要望事項

1 北部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
北 1	名護湾沿岸のまちづくりについて	① 名護湾沿岸のまちづくりとして、交通結節点の整備、名護漁港の有効活用等について、御協力をいただきたい。	名護市では、名護湾沿岸のまちづくりとして、名護漁港とともに名護市中心市街地を「名護漁港周辺エリア」と設定し、具体的な利活用計画として、「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」を策定したところである。現在、名護漁港周辺エリアでは、「交通結節点の整備」に向けた取組を進めている。建物の老朽化が進む「中心市街地の再開発」、名護漁港における機能の集約及び拡充による「水産業の振興」を図るための取組を進めるため、名護漁港用地の効果的な活用や中心市街地における県道の拡張等の協力が必要である。また、将来的には鉄軌道の終着駅を交通結節点に含み、名護市のみならず北部地域における移動の更なる充実に繋げていきたいと考えていることから、鉄軌道の誘致の必要がある。	国道58号を名護漁港内へ移設することについては、移設の必要性やそれに伴う海上保安庁防災ステーションや名護漁業協同組合事務所等の移転等が必要となることから、関係機関と十分な調整が必要となるものと考えております。 漁港管理者としましては、引き続き名護市中心市街地まちづくり推進協議会の委員として、当会において情報共有や意見交換等を行ってまいります。 名護湾沿岸のまちづくりについては、市が開催する「名護市中心市街地まちづくり推進協議会」において、名護中心市街地の区画整理や再開発、交通結節点としての機能強化などの検討が進められており、県都市計画・モノレール課も協議会の構成員として、当該取り組みに関わっております。 今後、貴市及び関係機関と連携し、事業化に向け取り組んでまいります。 鉄軌道については、県土の均衡ある発展等の観点から、名護と那覇を1時間で結ぶ鉄軌道の導入に向けて取組を進めております。 平成24年度に調査を開始して以降、構想段階の計画書策定や費用便益比の精緻化等に取り組んでおり、国においても、令和4年度からは県が求める特例制度の調査検討が行われるなど、着実に取組を進めているところです。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				鉄軌道の導入は、沖縄21世紀ビジョンで掲げる県民が望む沖縄の将来像実現にあたり重要な事業であり、沖縄県としましては、その早期実現に向け着実に取り組んでまいります。
		② 北部テーマパーク「ジャングリア」の開園が2025年と迫ってきているため、名護東道路延伸の早期実現及び県道84号線の道路拡張に向け、国に働きかけていただきたい。	名護市と今帰仁村にまたがる旧嵐山ゴルフ倶楽部場跡内に、北部テーマパーク「ジャングリア」の開園が2025年に予定されている。「ジャングリア」は、名護市及び今帰仁村だけでなく、北部を周遊する観光コンテンツとして、沖縄観光、沖縄経済に与える波及効果は高いものと思料される。開園時には来園者による交通量増加が見込まれるため、名護東道路の延伸の早期実現に向けて、働きかけていただきたい。また、県道84号線（本部方面）は、「ジャングリア」に進入する際に右折を要するため、多くの車両での渋滞が予想されることから、右折帯設置等、道路拡張をお願いしたい。これらの取組は、北部地域全体への波及が期待されることから、沖縄県による御支援、御協力が必要である。	国によると、名護東道路の延伸については、令和6年度から計画段階評価を実施するため、本部方面への概略ルート及び構造の検討に着手したところであり、今後、地域の現状や道路の課題を踏まえた上で、地域への意見聴取なども行いながら、対応方針についての検討を進めていくとのことであります。 今後も、地元自治体と連携し、国に対して、早期の事業化を要望してまいります。 北部テーマパーク開業に向けた渋滞対策については、県管理の名護本部線において、白銀橋（西）交差点改良やテーマパーク入口右折帯設置工事に取り組んでいるところであります。
北2	国民保護法に基づく避難実施要領パターンの作成について	避難実施要領パターンにおいて重要となる輸送力の確保について、沖縄県が中心となって関係事業者との調	国民保護法において、武力攻撃事態等により国民保護法が適用される事案が生じ、市町村の住民に対し避難の指示があった場合、沖縄県は全体が島嶼であることから、島外脱出等を含めた避難のための輸送力の確保、住民・観光客の誘導、武力攻撃に備えた避難所の確保などを含めた避難実施要領を市町村が定めることとされている。しかしながら、避難実施要領パターンの作成に当たり、島外脱出のための	国民保護法第52条において、国は、都道府県知事に対し、要避難地域（住民の避難が必要な地域）及び避難先地域（住民の避難先となる地域）等を示して、避難措置の指示を行うこととされており、同法第54条において、都道府県知事は、国の避難措置の指示を受けたときは、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法等を示して、避難の指示を行うこととされております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		整等を実施していただきたい。	輸送力を市町村レベルで確保することは困難である。特に、本島の主要道路（国道58号や国道329号等）が使用できない場合は、本島北部から那覇空港までの移動ができないことから、海上交通を利用して島外へ脱出することになるが、旅客船やフェリー等の確保を市町村レベルで行うことは困難である。よって、沖縄県において運送事業者を始めとする関係者と自治体との実務的な協議・調整等を主導していただく必要がある。	県が避難の指示を行う場合には、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者と避難住民の運送手段について所要の調整を行う必要があり、平素から、これらの機関と意見交換等を行うことが必要であると考えております。 北部市町村の避難実施要領のパターンの作成状況を踏まえ、適切に対応してまいります。
北3	沖縄県土地利用基本計画の変更について	沖縄県土地利用基本計画にかかる国頭村自然公園地域（沖縄海岸国定公園）の一部について、関係機関との協議を早期に進め範囲を見直していただきたい。	国頭村では、浜地区から辺土名地区の一带を「にぎわい景観創出ゾーン」として設定しており、道の駅やスポーツ施設、リゾートホテルが立地し、村民や観光客が集まる空間となっている。住宅政策として、民間アパートの誘致や、働く場所の創出として将来の観光人口・関係人口と定住人口の増加に繋げるため、ホテル等の企業誘致にも取り組んでいるところであり、今後も立地の可能性の高い地域となっている。当該地域は、①桃原森（第3種特別地域）②辺土名・鏡地・半地・半地裏山北・半地裏山南（第3種特別地域・普通地域）に分類された地域となっているが、現況において、主たる公園利用動線である国道58号沿道への建物の集積に伴う資質の変化もあることや、国頭村の課題である人口減少対策として、各種事業所の立地を促すための規制緩和を図るため、区画を再整理し、国定公園の範囲を見直す必要がある。	昭和47年に国定公園に指定された沖縄海岸国定公園について、県は、これまで数回にわたり公園区域の見直しを行ってきたところであり、平成28年には、やんばる国立公園に新規指定された北部地域の一部を削除したところです。 県としましては、沖縄海岸国定公園をとりまく自然的、社会的条件の変化に対応するため、同公園の公園区域等の見直し作業を進めているところであり、今後、関係機関との協議も早期に進めていくこととしております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
北 4	赤土等流出防止対策について	観光立県沖縄の海域から赤土等を浄化する移動式“海水浄化船”の検討をしていただきたい。	沖縄県は海を観光にした美しい県であるが、赤土等流出が問題となっている。各市町村赤土等流出防止対策として農地においては勾配抑制、沈砂池設置、グリーンベルト、マルチング等の対策が行われており、開発現場においても表土保護の「発生源対策」、現場区域外への流出防止を目的とした「流出濁水対策」などの対策を行っている。しかし、大雨、台風などが起こるたびに各地で赤土等が海に流出している現状があることから、赤土等の流出で濁った海域において、海水の浄化を目的とする移動式“海水浄化船”を導入することで、海底の堆積物の除去も行われ、次回の大雨や台風などが来ても一定の抑制にもつながることから、導入の検討について取り組んでいただく必要がある。	県等がこれまで実施してきた調査研究等から、海域に堆積した赤土等については、台風等の波浪による自然の力で浄化されることが分かっておりますが、陸域からの赤土等の流出が続く限り、海域で堆積を繰り返すことから、発生源における赤土等の流出防止対策の取り組みが重要であると考えております。 一方、堆積した赤土等の回収については、流出が収まった海域では自然浄化に加え、さらに堆積赤土等を削減できると考えられることから、海水浄化船も含め回収技術等の情報収集に努めてまいります。
北 5	国道331号冠水について	国道331号の高潮による冠水を根本的に解決していただきたい。	高潮により国道331号への冠水及び流木被害が度々発生しており、直近では去る令和5年8月の台風6号の際に、隣接する田港区及び屋古区の集落入口の国道331号が高潮により流された流木により埋め尽くされる2次被害が発生した。雨期や台風、大雨時に同様の被害が発生しており、田港区及び屋古区からも改善要請がある事から、根本的に解決していただく必要がある。	国道331号における冠水については、豪雨と高潮により生じたものと考えており、道路管理者として改善に向けて検討を行ってまいります。
北 6	大保集落内浸水被害について	大保集落内浸水被害を根本的に解決していただきたい。	大保集落内にて、大雨や台風、高潮により民家の床下浸水が度々発生している。直近では去る令和5年8月の台風6号の際に、高潮と重なり道路の冠水及び住宅の床下浸水が発生しており、大保区からも	二級河川の大保川については、平成24年度から事業に着手し、大保大橋から上流側へ右岸350m、左岸180mの護岸が完成しております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			改善要望がある事から、根本的に解決していただく必要がある。	大保集落前の未整備区間については、台風時に溢水し、集落が浸水することから、令和6年度より、当該箇所の護岸工事に取り組んでいるところであります。 引き続き必要な予算の確保に努め、早期整備に向け取り組んでまいります。
北7	安心安全な国道の整備について	東村内には国道331号が主幹線道路として住民及び近隣市町村並びに観光客などが利用している。主要幹線道路として常に安心して安全な道路を維持していただきたい。	当該道路には歩道がなく高齢者などは車道の路肩を徒歩で往来している状況である。また、健康増進のためランニングなどに利用している村民は常に自動車の往来を気にしつつ利用している。台風時には超える越波で当該道路は、通行が困難となる。大型軍用車両も通行していることから歩道の必要性を強く感じる。地域住民から道路の修繕の要望が絶えず、早急な改善を要望する。国道331号は「みなし道路」ではない。地積を確定させ適正な整備を行う必要がある。	県管理道路の荒天時における越波、落石対策等については、道路護岸、落石防護壁等の整備を鋭意進めているところであります。 当該区間の過去の被害状況を踏まえて、緊急輸送道路や生活道路としての機能に影響を与える区間について、防災対策を検討していきたいと考えております。 歩道整備については、歩行者等の利用状況を踏まえ、歩道整備の必要性等を検討していきたいと考えております。 また、整備に際しては、道路法第18条に基づき道路区域を決定するなど、引き続き適正な道路の維持管理に取り組んでまいります。
北8	「企業版ふるさと納税」軽減税額控除の延長について	「企業版ふるさと納税」の税額控除期間と税制優遇措置の更なる延長を国へ要請していただきたい。	「企業版ふるさと納税」の税額控除期間と税制優遇措置については、令和2年度地方税制改正により5年間延長され、令和6年度まで延長となっている。引き続き、地方創生応援制度の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを高める観点から「企業版ふるさと納税」について、法人税などの税	「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」にかかる税額控除の特例措置については、全国知事会を通して国に期間延長の要望を行ったところ、令和6年12月末に閣議決定された「令和7年度税制改正の大綱」において、本税制の3年間の延長が盛り込まれたところです。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			額控除期間と税制優遇措置の更なる延長を国へ働きかけることが必要である。	
北9	整備した施設の塩害及び腐食への対策について	これまで整備した施設の塩害及び腐食対策への支援を実施していただきたい。	沖縄県は周囲を海に囲まれていることや気象条件も重なり、塩害による被害は本州に比べて深刻な状況である。今帰仁村においても、これまで整備した施設、特に海岸に隣接する施設は、塩害による腐食が顕著にみられ、施設の利用や安全面に支障が出ている。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、今後、施設利用者の更なる増加が推測されることから、利用者が安心・安全に施設を利用できるよう、沖縄県から各市町村へ塩害対策に対する事業や予算措置等の早急な支援が必要である。	施設の塩害及び腐食対策については、沖縄振興特別推進交付金及び沖縄北部連携促進特別振興事業で活用された実績があります。 県としては、今帰仁村の事業内容等を確認しつつ、早期に整備が図られるよう、連携協力して取り組んでまいります。
北10	道路事業の早期の整備完了及び高規格道路の早期事業化について	名護東道路延伸（本部方面）の早期事業化の働きかけ及び本部町内で沖縄県が所管する道路整備事業（県道84号名護本部線、国道449号本部北道路）の早期完了をしていただきたい。	名護東道路の本部方面への延伸が、令和3年3月に沖縄ブロック新広域道路交通計画の高規格道路に位置付けられた他、令和7年夏頃には北部地域でのテーマパークの開業が予定されるなど、名護東道路延伸について早期の事業化が求められている。一方、現在本部町内で沖縄県が執行している県道84号名護本部線は、平成25年に事業着手して令和4年に完了予定となっていたが未だに道路整備が完了していない状況である。また、国道449号本部北道路についても、平成21年に事業着手しているが進捗が悪い状況である。そのため道路整備の遅れ等により、まちの景観が損なわれている他、交通渋滞によって地域住民の生活にも支障をきたしている。ついては、本部町および沖縄県全体のさらなる振興を確実なも	県道84号線（名護本部線）は、平成25年度に事業着手し、渡久地橋の整備や用地取得を優先的に進めており、早期整備に向けて取り組んでまいります。 国道449号本部北道路は、平成21年度に事業着手し、大浜交差点から本部大橋北交差点までの約1.6キロメートル区間について、一部区間の道路改良工事を終えております。現在、本部大橋の補修や残る用地の取得を進めているところであり、引き続き早期の4車線供用に向けて取り組んでまいります。 名護東道路の本部方面への延伸については、今後、地元自治体と連携し、国に対して、早期の事業化を要望してまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			のとするためにも、道路整備の早期完了を強く要望する他、名護東道路の本部方面への延伸について早期事業化を国に働きかけていただく必要がある。	
北 11	県営住宅の整備について	過疎化の歯止めと若者の定住促進を図るため、本部町への県営住宅の整備を行っていただきたい。	本部町においては、若者の人口流出や少子化の影響により人口減少に歯止めが利かない状況である。そのため本町では、平成30年度より子育て支援住宅の整備を進め、現在までに4地区に団地整備を行い、定住促進を積極的に図っている。しかし、子育て支援住宅は全て満室の状況となっており入居待ち世帯が多数いる。また、令和7年夏頃にはテーマパークの開業が予定されている事など、北部地域の雇用増加や人口流入が予想されることから益々住宅確保が必要になる。そのことから、町有地を活用した官民連携の住宅整備に向けても取り組んでいるが、入居戸数にも限りがあることから県営住宅を整備していただき、北部地域における雇用の創出や若者の定住化の促進に県の強力なバックアップが必要である。	県では、市町村域を超えた広域的な需要や地域バランスを考慮した公営住宅の供給を行っており、過疎地域等における定住促進を図るための公営住宅建設については、住民生活に身近であることから、地域実情に精通した市町村が主体となり進める必要があるものと考えております。 市町村における公営住宅の整備等については、引き続き意見交換を行うとともに、予算の重点配分を行うなどその支援に努めてまいります。
北 12	県道の除草対策について	雑草が多く、景観の観点から除草対策を行っていただきたい。	恩納村は長大な海岸線や緑深い山々をはじめとした自然環境を有しており、これらを観光資源に国内有数の観光リゾート地として発展し、多くの観光客が訪れている。しかし、海岸沿いの県道の雑草が多く目立っており、観光リゾート地としての景観が損なわれている。もちろん道路関係者におかれては、除草を行い努力されているのは、十分に理解しているところであるが、雑草の成長の早さに除草作業が	恩納村内の県管理道路について、令和6年度から性能規定方式による除草管理を導入しており、雑草の草丈が低い状態を維持するよう取り組んでおります。 引き続き、適正な雑草管理に努めてまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			追いついておらず、また、その雑草には、蜂やハブなどの住みつく可能性があることから、通行人に害を及ぼす危険性がある。また、中央分離帯や植樹帯に除草対策で、張りコンクリートが設置されているが、コンクリートの目地から草が生えている状態になっているのも見られるので、更なる除草対策の必要がある。	
北 13	松くい虫被害木の伐倒駆除について	駆除に係る予算確保と効率的な駆除に向けた支援を行っていただきたい。	松くい虫被害木の伐倒駆除については、沖縄県の協力のもとこれまでも実施しているが、被害の拡大傾向に歯止めがかからず対応に苦慮している。観光立村である恩納村の景観にも影響していることから、これまで同様な伐倒駆除の継続と、専門家を交えた抜本的な解決策を構築する必要がある。よって、効率的な事業実施のため、駆除に係る十分な予算の確保及び効率的な対策を行うための専門的な支援が必要である。 ※県道植栽帯の松の被害も多く、被害防止（樹幹注入等）対策も必要である。	松くい虫の防除については、公益的機能の高い松林（保全松林）を中心に、県と関係市町村が連携して「選択」と「集中」による防除を実施しております。 その結果、県全体の被害量は令和2年度まで減少傾向で推移していましたが、近年は県全体で被害量が増加傾向にあり、恩納村を含む北部地域においても増加するなど、被害が拡大しております。 県では、沖縄振興特別推進交付金を活用した「沖縄型森林環境保全事業」により、保全松林以外の松林での市町村の防除を支援しております。 なお、防除の実施にあたっては、森林総合研究所及び琉球大学の専門家を委員とする防除戦略検討委員会を設置し、松林の分布状況等を考慮した効率的・効果的な防除の検討を行っております。 また、道路植栽帯等の松については、所管部局と連携し、被害防止対策に努めております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				引き続き、防除の実施にあたっては、関係市町村と連携し、効率的・効果的な防除に取り組んでまいります。
北 14	宜野座恩納線（県道）の整備促進について	国道329号と国道58号を連結する広域的な道路を県道として早期に実現していただきたい。	宜野座村は村面積の約半分が米軍基地となっており、限られた土地の中で地域活性化を図る為、沖縄県のリーディング産業である観光振興に取り組んでいるが、多くの来訪者を呼び込むためには、既に観光地として認知度が高く、将来的に鉄軌道の推奨ルートとなっている恩納村など西側との往来の利便性を高める必要がある。また、今後、新たな沖縄振興計画や東海岸サンライズベルト構想等が展開されていく中で、東側の活性化によりハシゴ道路の重要性が増してくるものと考えている。その為、漢那ダム建設当時の「漢那福地川周辺地域整備調査 昭和61年3月 沖縄県企画開発部」で示されている本島西海岸とのルート化について、平成22年、平成28年には県道234号線の延伸からの県道104号線接続とする概略ルート案が検討されてきた経緯なども踏まえ、観光振興や防災上の強化も含め、引き続き整備実現に向けた取組が必要である。	宜野座恩納線（仮称）については、これまでに、宜野座村、金武町及び恩納村を連絡する道路として概略ルート案を検討し、地元自治体と当該路線の位置づけや、整備の必要性も含め、意見交換を行っているところであります。
北 15	河口閉塞の対策等について	河口閉塞対策の早期実現に向けて取り組んでいただきたい。	2級河川である漢那福地川の河口付近に立地する道の駅「ぎのぞ」は観光拠点の整備等により賑わいを見せ、今後も周辺整備等を計画していること等、引き続き観光振興に取り組んでいる中、周辺においては今年度、県企業局のご協力のもと、導水管の外観の改修が行われたことについて感謝している。こ	漢那福地川河口部における漁港区域については、現在、河川区域へ変更するため、宜野座村等関係機関と調整を進めております。 当該区域を河川区域へ変更した後は、適宜、浚渫等を行い適切な維持管理に努めてまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			のようにご配慮頂いた点もあるが、漢那福地川では、以前より河口閉塞が課題となっており、周辺の景観やカヌー体験などへの影響もあり、早急に対策する必要がある。砂の堆積箇所は現在漁港区域であり、沖縄県土木建築部より漁港管理者との協議・調整を進め、河川管理区域の変更手続きを行っていくとの回答を頂いており、現在も協議等を進めて頂いているが、早急に手続きを進めて頂くとともに河川区域として適切な維持管理にも努めて頂く必要がある。また、維持管理面においては導流堤の整備など抜本的な改善対策についても検討して頂く必要がある。	
北 16	沖縄自動車道地域活性化インターチェンジ及びスマートインターチェンジと名護向け屋嘉インターチェンジの設置について	国道329号の渋滞の解消及び地域活性化を図るため県道104号線沿いにスマートインターチェンジの設置にご協力いただきたい。	金武町のギンバル訓練場跡地（中川地区）は、観光及びスポーツコンベンションの拠点として開発を進めており、医療リハビリ関連施設や金武町ベースボールスタジアム、金武町フットボールセンター、民設民営における温泉宿泊施設等の整備が整い、令和4年度にはK I Nサンライズビーチと金武町屋内運動場も供用開始し、北部東海岸の観光産業の振興や地域活性化が見込まれている。一方で、金武町を通る国道329号は、米軍施設キャンプ・ハンセンの影響により米軍車両や軍属車両等が一般公道を通行し、交通量が多い状況であり、加えて、中南部（恩納村地域含む）からギンバル地区への観光客の増加に伴う交通量の増加が見込まれている。以上のことから、交通渋滞の緩和と緊急（救急）車両の利便性の	金武町付近へのスマートインターチェンジの設置要望については、米軍施設用地の使用等に関する協議が伴うことが想定されることから、慎重に検討する必要があると考えております。 今後、米軍施設用地の使用等の可能性について、関係機関と意見交換を行っていきたいと考えております。 屋嘉インターチェンジの名護向け出入口設置については、必要性や整備効果等を調査し、事業化の可能性を検討していきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			向上を図ることを目的に、県道104号線沿いに設置されているキャンプ・ハンセン第4ゲート付近への「地域活性化インターチェンジの設置」と、「屋嘉インターチェンジの名護向けの設置」が必要である。	
北 17	伊芸地区海岸護岸整備について	伊芸地区の海岸において護岸が一部崩落しているため対策を講じていただきたい。	伊芸地区の海岸においては、以前より、波や雨水等の影響により護岸の石積みの一部が崩落している状況である。沖縄県土木建築部との会議でも指摘しているが、修復がされておらず、昨年8月の台風6号により、崩落がさらに進んでいる状況である。近年、集中豪雨等が多く、今後さらに崩落が加速し国道への影響も懸念されることから、早急に対策を講じて頂く必要がある。	金武町字伊芸地区の護岸については、整備経緯や管理者が不明であるとともに、既設護岸の周辺が保安林区域として指定されているため、海岸保全区域に指定できないこと等が課題となっております。これらの課題解決に向け、金武町や県関係機関と引き続き連携して取り組んでまいります。
北 18	伊江港港湾整備事業の促進について	伊江港港湾整備事業の早期整備をしていただきたい。	伊江港西側港内は主に救急搬送船、ダイビング、プレジャーボート等が利用している状況である。現在、台風時にフェリーは今帰仁村運天港へ避難していることから移動時間に多くの時間を要し欠航回数が増え、村民の日常生活に影響がでているところである。村民の安全・安心な生活航路の確保を図る上で伊江港内での避難係留施設やプレジャーボート専用岸壁の整備が必要である。	伊江港における今後の新たな港湾施設の整備については、伊江村と意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。
北 19	伊江島空港の有効活用について	伊江島空港の利活用に向けた施設整備を行う	離島である伊江村は、地理的自然条件による格差は依然として大きく、島への交通アクセスはカーフェリーを主としており、気象条件等に大きく左右されることから、伊江島空港を活用した交通ネットワ	県では、令和7年3月に、ヘリコプター等を含む県内運航事業者に対し、ジャングリア開業を踏まえた就航可能性について、アンケート調査を実施しております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		ていただきたい。	ークの構築が望まれている。また、北部地域への観光の移動手段は、陸路のみであることから、観光客の受入れ態勢の強化のためにも慢性的な交通渋滞の解消が必要であり、北部テーマパークが開業した場合、より一層その重要度が増す。さらに、第6次沖縄観光振興計画でコロナ収束後は沖縄県北部への観光客の増加が見込まれ、陸上及び海上交通に加えて伊江島空港を活用することにより、北部観光の利便性の向上が図られると記されている。よって、伊江島空港の利活用は、北部振興のみならず、沖縄全体にとって観光客の受入機能強化につながり、沖縄観光の発展に大きく寄与すると推察されることから、伊江島空港の施設整備に向けた取組を行う必要がある。	その結果、運航事業者からは伊江島空港への就航にあたり、機材繰り等の課題が示されております。 県としましては、伊江島空港の利活用について、引き続き、伊江村や関係部局と意見交換してまいります。 伊江島空港の施設整備については、具体的な就航計画を踏まえ検討していきたいと考えております。 伊江島補助飛行場空域における使用制限の緩和については、具体的な空路の活用の検討状況等も踏まえ、伊江村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。
北 20	伊平屋・伊是名間の架橋整備の推進について	伊平屋・伊是名間架橋の早期実現をしていたきたい。	伊平屋・伊是名両村は、これまで生活基盤や観光の整備等、農漁業を中心とした地域振興を精力的に推進し、一定の成果を収めてきた。しかし、産業や教育、医療、福祉等々、離島のハンデである地理的自然条件による格差は依然として大きく、なお一層の定住環境の整備が必要である。そのためにも、陸・海・空路の交通ネットワークの確立は最優先課題であり、離島の隔絶性や狭小性を緩和し、沖縄本島との格差を少しでも縮小させ、地域振興を図っていくために、両村を結ぶ架橋は不可欠であり、その実現によって両村の財政負担も大幅に軽減され、村民サービスの大きく貢献するものと考えます。以上の	伊平屋・伊是名架橋の整備については、平成27年度から検討に着手し、令和5年度までに現地調査を終え、令和6年度に調査検討結果の取りまとめを行っております。 検討結果では、水深の深い区間が長いこと、基礎支持層が深いことなどに伴い事業費が高額となることから、費用対効果が低く、事業化の可能性は厳しい状況となっております。 県は、令和7年2月に伊平屋村、伊是名村に対して検討結果の説明、意見交換を行っており、現状の検討結果に対する一定の理解は得られたものと認識しております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			ことから、両村民の悲願である伊平屋・伊是名架橋を一日も早く実現させる必要がある。	今後は、便益向上に資する両村の取組や、社会情勢の変化に注視していく必要があると考えております。
北 21	伊平屋空港建設について	伊平屋空港設置に向けて、早期建設を実施していただきたい。	伊平屋・伊是名両村と沖縄本島との間を結ぶ交通手段は、唯一海上交通のみであり、両村のフェリーは1日2便往復しているが、夏場の台風時期や冬場の荒天時期など欠航を余儀なくされており、物資の遅配や観光客・イベントのキャンセルなど村民生活や地場産業及び観光産業等、伊平屋・伊是名両村の振興発展に与える影響は甚大である。また、生活物資の購入や通院等で中心都市への長時間の移動により、本島での宿泊を余儀なくされる環境等が時間的・経済的に村民生活を圧迫し、定住促進を図りがたい一因となっている。これらの課題をクリアするためには、交通形態の多様化によるアクセス手段の安定確保が必要であり、航路のみならず空路の確保のため、早急な空港建設が必要である。	伊平屋空港については、これまでの検討から、航空需要や就航する航空会社の確保などの課題が明らかとなっております。 今後も、伊平屋村、伊是名村と連携しながら需要の確保、航空会社の就航意向取り付けなどの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

Ⅱ 各地区提出要望事項

2 中部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
中 1	潮乃森の早期埋立完了及び整備促進について	潮乃森においては、各土地利用の計画や、企業誘致活動、ビーチ部分使用など、様々な取り組みを推進しているが、埋立てや道路等整備の進捗具合が取り組みに大きな影響を及ぼすことから、県においては「早期埋立完了」、「早期道路等整備」、「ビーチ部分使用の協力・支援」の実現に向け、事業を加速していただきたい。	潮乃森は、地域活性化及び東海岸地域の振興にも繋がるものとして、国及び県と連携し進めている。整備にあたって、カーボンニュートラルやスーパーヨットの受入れなどを進めていくことや、関心を寄せていただいている企業の誘致活動へと繋げていくためには、埋立・道路等の進捗程度とスピードが大きく左右することから、早期埋立完了と早期道路等整備の必要がある。また、ビーチ部分使用の取り組みを進めているが、協力や支援が乏しい状況にある。ビーチの開放は市民だけでなく、多くの県民に資するものであることから、沖縄県において、協力・支援を加速していただく必要がある。	泡瀬地区埋立事業については、地元からの強い要請に基づき沖縄本島中部東海岸地域の活性化を図るため、国、県、沖縄市と連携し、事業を進めております。 県埋立部及びアクセス橋梁の整備については、補正予算も活用し、早期完成を目指しております。 ビーチ部分使用の協力・支援については、沖縄市と調整しながら支援していきたいと考えております。 引き続き、沖縄市及び国等関係機関と密に連携を図りながら、予算の確保に努め、事業推進に取り組んでいきたいと考えております。
中 2	県単位での病児・病後児保育の実施について	県単位での病児・病後児保育を実施していただきたい。	家庭や保育施設において、乳幼児が病気により保育ができない場合に、医療機関等で病児・病後児保育をおこなっているが、季節によって利用者数の変動が大きく、突発的なキャンセルにより利用実績が落ち込んでいる等の実態がある。こうしたことか	沖縄県内では、8市町村（3広域連携）が病児保育事業の広域連携を実施しており、病児保育を利用される方の利便性の向上と、施設運営の安定化につながるものと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			ら、医療機関等においては、安定した運営が難しく、病児保育のニーズはあるものの、実施可能な施設が増えていない状況となっている。また、市外に勤務している市民から、市外での病児保育利用の要望もある。県広域で実施することにより、市町村の区域を超えた施設利用（利便性向上）や市町村間の相互利用による利用者の平準化（安定運営）等も期待でき、子育て支援や県経済へも寄与するものと考えため、県単位での病児・病後児保育を実施する必要がある。	県では、病児保育の広域連携の推進等に向け、市町村とのヒアリングを実施するとともに、担当者会議の開催等を実施する予定としています。 病児保育の提供体制の充実・強化を図ることは、子育て世帯の不安や負担を軽減し、子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援することにつながることから、県としましては、引き続き県内の病児保育事業の広域連携の促進に取り組んでまいります。
中 3	重要港湾を結ぶ新たな重要物流道路として中部東道路の早期事業化と既存物流道路の機能強化について	沖縄本島中部東海岸地域からハシゴ道路ネットワークに連絡する中部東道路の早期事業化の推進と既存物流道路の機能強化を図っていただきたい。	重要港湾である中城湾港の新港地区においては、企業立地が進み、立地企業は250社を超え、就業者は平成16年度比で3.5倍の6,500名を超える状況となっており、新港地区周辺道路やアクセス道路においても交通量が増え、慢性的な渋滞が発生している。新・沖縄21世紀ビジョンにおいては、「新港地区と那覇空港及び那覇港との連携強化に取り組む必要があり、重要物流道路等の陸上輸送の基盤整備促進」が明記されていることから、既存の物流道路の補完路、代替路として新港地区と沖縄自動車道を結ぶ物流道路の構築が急務である。一方で海中道路で結ばれた平安座島に立地する油槽所からは、沖縄県本島で消費される燃料油の約6割が供給され、平時でも災害時でも安定的な供給が求められており、油槽所と空港、重要港湾を結ぶ強固な輸送道路の構築が喫緊の課題である。令和3年に策定された沖縄ブ	中部東道路（仮称）については、令和3年3月、沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の構想路線に位置付けられております。現在、うるま市、国及び県で構成される中部東道路連絡調整会議において、意見交換を行っているところであります。 引き続き、うるま市等と連携し、事業化の可能性を検討していきたいと考えております。 また、県道沖縄環状線及び県道36号線と県道等が交差する主要渋滞箇所については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において対策を検討しております。 引き続き、関係機関と連携し、渋滞解消に向けて取り組んでまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			ロック新広域道路交通計画で構想路線に位置付けられた「中部東道路」の早期実現は、これらの課題を解決するばかりでなく、沖縄本島中部地域唯一の三次救急医療機関である県立中部病院への所要時間短縮が期待されるなど、地域にとっても大変重要な道路になると認識していることから、ハシゴ道路ネットワークに東西方向に連結する速達性の高い高規格道路が沖縄県の自立型経済の確立及び県民の生命財産を守る重要な道路として「中部東道路」の早期事業化を図る必要がある。また、既存の物流道路として機能している県道沖縄環状線と県道36号線の速達性向上ならびに渋滞解消のため、立体交差化を含めた交差点改良や複車線化等、物流道路の代替路・補完路として機能する整備が必要である。	
中 4	県道伊計平良川線の早期整備について	十分な予算確保を行っていたが、県道伊計平良川線整備の早期完了を図っていただきたい。	県道伊計平良川線道路整備事業については、現在宮城島工区（池味～桃原区間）の一部区間において、用地測量の実施中であると伺っているが、事業計画及び予算措置状況を顧みると、大幅に進捗が遅れていることが懸念されている。去る7月に発生した台風第6号において、主要なアクセス道路である「一般農道宮城線」で大規模な土砂崩壊及び擁壁を含む路面崩壊が発生したため、全面通行止めによる交通規制を実施する必要性が生じている。島民の生活・生命線としてのライフライン並びに緊急輸送道路としての役割及び観光客にとって安心・安全に資する道路としての役割を担う本路線の整備は非常に	県道伊計平良川線（宮城島工区）は、うるま市与那城池味から桃原までの延長約4.3キロメートルの道路で、円滑な交通の確保、観光施設へのアクセス向上を図ること等を目的に、平成24年度から事業に着手しております。 現在、用地取得等に取り組んでいるところであり、引き続き、予算の確保に努めるとともに、うるま市と連携を図りながら、事業推進に向け取り組んでまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			重要であることから、本路線整備に対する十分な予算を確保していただき、整備の早期完了を図っていただく必要がある。	
中 5	勝連半島一周道路にかかる（仮称）勝連半島南側道路の整備と県道37号線の老朽化対策について	（仮称）勝連半島南側道路の早期事業化と、県道37号線の維持・補修に係る早期整備を図っていただきたい。	（仮称）勝連半島南側道路は、平成30年度より環境アセスメント調査が実施され、（米軍用地の共同使用手続きに期間を要しており）まもなく5年が経過するところである。当該事業は、16万トン級クルーズ船の受け入れが可能となった中城湾港と世界遺産勝連城跡、その先に繋がる海中道路や島しょ地域など観光拠点を結ぶネットワークとして、うるま市の文化観光資源を活用した地域活性化に欠くことの出来ない事業として位置づけられており、うるま市が実施している関連事業は着実に進捗が図られている中、当該事業の早期事業化を図る必要がある。また、（仮称）勝連半島南側道路の延長で接続される既存の県道37号線は、老朽化が激しいため、安全走行上の危険性が懸念されるとともに、快適性も損なわれている。うるま市においては金武湾を望みながら島しょ地域へと繋がる観光ロードとして重要な道路であることから、抜本的な道路改良を行う必要がある。	勝連半島を一周する県道の整備については、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため、必要性を認識しております。 県では、これまでに沖縄県環境影響評価条例に基づく米軍施設用地外の環境調査を完了しております。 今後、米軍施設用地内の環境調査を行う必要があることから、施設用地内への立ち入りの許可が得られるよう、沖縄防衛局及びうるま市と引き続き調整を行ってまいります。 県道37号線は、令和元年度から交通量に対応した舗装構成となるよう補修工事を行っており、引き続き対策を進めていきたいと考えております。
中 6	沖縄振興に資する普天間基地跡地の土地先行取得にかか	普天間飛行場等について、返還後、一日も早い跡地利用が沖縄振興に資する	現在の配分枠内では、公共用地（普天間飛行場、インダストリアル・コリドー地区）の先行取得にかかる基金積立の所要額が確保できない状況であり、今後、取得が進まなくなった場合、土地取得を前提とした跡地計画（土地計画）が成立しなくなる。跡	令和7年度の内閣府の沖縄振興予算において、内閣府が駐留軍用地の返還後の円滑な跡地利用を見据え、特定駐留軍用地等内における自治体の計画的・継続的な土地の先行取得の取り組みを支援するため一括交付金から切り離し、「駐留軍用地跡地先行取

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	る財源確保について	ことから、返還までの間の公共用地取得について財源不足によって取得が遅れることがないよう、国による積極的な財政支援に取り組んでいただきたい。	地計画を進捗させるため、返還前の早期取得完了が必要であり、先行取得に向けた施策の強化により、買い取り希望・申出者が増加している状況も踏まえ、基金積立の所要額確保は重要課題となっている。また、土地価格は上昇傾向にあることから、今後の財源圧迫も懸念しているところである。以上により令和6年度においても重要課題として所要額確保が必要である。 ※参考：R 4 単価：66,900円 / m ² → R 5 単価：70,700円 / m ² +3,800円 UP/m ²	得事業費」を新設し、県及び関係市町村分として約68億円を計上したと承知しています。 県としましても、跡地利用の推進に向け、先行取得にかかる所要額の確保は重要であると認識しており、引き続き関係市町村と連携し、必要な予算確保に取り組んでいきたいと考えております。
中7	防犯カメラのリニューアル等に係る予算措置について	防犯カメラのリニューアル及び緊急性の高い箇所への新設に係る予算措置をしていただきたい。	平成28年にうるま市で発生した米軍関係者による痛ましい事件を受けて、市町村における防犯灯・防犯カメラ等の整備を支援するため、政府は平成29年度に限って、「防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業」を実施（補助率10/10）し、宜野湾市においても市内58箇所に防犯カメラを設置した。しかし、設置から6年が経過し、耐用年数（概ね7年）も差し迫っており老朽化も著しい状況にあるが、沖縄県は未だに基地負担とともに数多くの事件事故等のリスクにさらされていることから、市民の安全確保、凶悪事件等の抑止、犯罪の早期検挙につながる防犯カメラのリニューアル及び緊急性の高い箇所への増設と維持管理費に関して恒常的な予算を確保する必要がある。	沖縄県と27市町村で構成する、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）は、令和6年8月に、米軍及び日米両政府に対して行った「基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請」の中で「犯罪抑止力につながる既存の防犯カメラの更新及び新規設置に関する予算の確保を図ること」などを求めました。当該要請に対し、日本政府から令和6年12月に「平成29年度に設置した防犯カメラの更新について、令和6年度補正予算において所要額を計上している」との回答がありました。 県では、「ちゅらさん運動」の一環として、県警察と協力し、犯罪の未然防止、県民の安全・安心感の醸成等を目的に各市町村、事業所等に対して防犯カメラの設置促進の働きかけを行っております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				県としましては、市町村において国の補助事業を活用する等により、防犯カメラの設置が進むよう、今後とも県警察、市町村、関係機関等と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。
中 8	海岸堤防強 靱化につい て	防災・安全交付金及び海岸メンテナンス事業費の予算を確保し、早期に水釜海岸堤防強靱化及び兼久海岸堤防改修事業を実施していただきたい。	平成30年9月28日～30日にかけて襲来した台風24号は、沖縄県に甚大な被害を及ぼした。嘉手納町においても町域の沿岸部である水釜海岸に面する西浜区地域を中心に、暴風と高潮、高波により既存堤防の一部が破壊され、押し寄せる高波が堤防を越波し、町道の冠水や家屋の浸水、ブロック塀の崩壊、車両の水没等の被害を受けた。地元住民からは、生活再建の不安や既存堤防の強度に対する懸念の声が上がり、早期の対策が求められている。災害復旧工事については、平成31年3月末より沖縄県にて工事が発注され完了しているが、復旧後の強靱化対策については複数年かけて整備していく旨の説明がなされていることから、強靱化対策が長期化するのではないかと危惧しているところである。今後は、国の補助事業を活用し整備を推進していく事を伺っているが、近年における台風は大型化し、かつ、多発傾向にあり、いつ同様の被害が発生してもおかしくない。よって、必要な予算の確保を図り、一日も早く既存堤防の嵩上げ等による強靱化対策や堤防前面への消波ブロック増設による消波機能強化等の水釜海岸堤防強靱化及び兼久海岸堤防改修事業を実施する必要がある。	水釜海岸は、平成30年の台風24号の被災を受け、令和元年度より高潮対策事業を実施しており、令和3年度から予算確保を図るため、防災・安全交付金を活用して事業を推進しているところです。 また、兼久海岸については、平成27年度より事業を実施しており、令和4年度より防災・安全交付金から海岸メンテナンス事業へ移行し、老朽化対策事業を推進しております。 両海岸の背後には、住宅地及び嘉手納町民等が利用する公園施設等があることから、早期の事業完了に向け、補正予算の活用も図りながら、引き続き、予算確保に取り組んでまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
中 9	嘉手納漁港の航路の浚渫について	嘉手納漁港の航路浚渫工事を早急に実施していただきたい。	嘉手納漁港は、県による「水産物供給基盤機能保全事業」によって、施設の機能復旧工事が令和5年度～令和9年度にかけて施工されることを承知しているが、沖縄県農林水産部との行政懇談会において、航路の浚渫工事は令和9年度計画との回答であった。県の認識としては、漁業活動に必要な水深と航路幅員は確保されているとのことであるが、嘉手納町漁業組合からは、読谷村側の航路の水深は土砂の堆積が進行し浅過ぎるため、漁船同士の対面航行を回避し、双方が譲り合う片側航行を余儀なくされ、漁業活動に支障が生じているとの不満の声がある。嘉手納漁港は比謝川の下流域に位置しており台風や大雨時に土砂の堆積が日々進行していること、潮の干満によって水深が変動することを踏まえると、対面航行しても問題ないとは言い切れない。ついでには漁業者の不安や不満を解消するため、航路浚渫工事を現在計画している令和9年度より前倒しして早急に実施する必要がある。	嘉手納漁港においては、水産物供給基盤機能保全事業により令和5年度に航路上の土砂の堆積状況の調査を終え、令和6年度から浚渫工事に着手できるよう準備を進めておりましたが、入札不調となったため、令和7年度に実施する予定となっております。他施設の老朽化も進行していることから、事業実施箇所の優先順位については地元漁協及び嘉手納町と連携しながら進めてまいります。
中 10	大型MICE施設周辺地域における交通対策について	大型MICE施設建設及び供用開始に伴い予想されるマリンタウン地区周辺地域の交通渋滞対策等について早期の検討・対	令和5年10月に公表された「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業に関する実施方針」により、2029年（予定）の供用開始に向け大型MICE施設周辺エリア及び東海岸地域のさらなる発展に期待を寄せているところであるが、同時に建設時の大型車両等の往来や供用開始後のイベント需要等による周辺地域の交通渋滞が危惧される。現在、沖縄都市モノレールてだこ浦西駅とマリンタウ	県では、慢性的な交通渋滞の緩和に向けて、広域的な交通網の整備による抜本的な対策として、国と連携し、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路ネットワークの構築に取り組んでおります。 浦添西原線は、ハシゴ道路ネットワークの東西軸を結ぶ道路として、道路事業、街路事業等により道

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		応をしていただきたい。	ンMICEエリアを結ぶ重要なアクセス道路として、県道浦添西原線が整備中であり、その早期整備が求められている。同時に、MICEエリアへのアクセス手段として、道路網のみではイベント等の際に交通渋滞が懸念され、地域住民の生活への影響が危惧されることから、都市モノレールの延伸を含めた新たなアクセス手段の早期検討、整備が必要と考える。大型MICE施設の安定的な運営及び交通渋滞による地域住民の生活への影響を回避するためにも、ソフト・ハードの両面での交通施策検討と早期対応が必要である。	路改良工事や用地買収等を進めているところであり、早期整備に向け取り組んでまいります。 県では、各市町村長や交通事業者等との協議を経て、令和6年5月に沖縄本島全域を対象とした沖縄県地域公共交通計画を策定し、本計画の中で、MICEエリアを含む東海岸地域における円滑な公共交通体系の構築についても取り組むこととしております。 具体的には、MICEエリアを含む、アクセス性に優れた広域的な公共交通網について、関係市町村や交通事業者で構成する連携交通会議等を通じて検討してまいります。 大型MICE施設の整備では、大型MICE利用者によるシャトルバス及びタクシー等の乗り降りや一時待機場としての機能を有する交通ターミナルを整備することとしております。また、交通ターミナルから大型MICE施設にペDESTリアンデッキで接続することで公共交通機関等の利用者の利便性を高めることとしております。 県としましては、引き続き、供用開始後の催事開催に伴い生じる交通課題等について、関係4町村で構成する「東海岸地域サンライズ推進協議会」と連携して取り組んでまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
中 11	福祉施策における財政支援の拡充等について	障害福祉費、児童福祉費関連事業に関する補助割合の拡充及びこども医療費助成事業を国策として全国一律の制度とすることを国に求めている	障害福祉費及び児童福祉費についての国庫補助事業については、おおむね国1/2・県1/4・市町村1/4の割合で事業が執行されている。しかしながら、当該関連予算にかかる事業費が年々億単位で増加しており、当該市町村負担割合の1/4の支出が市町村の大きな負担となっている。県及び市町村一体となって給付費の適正化に対する取り組みを行っているところではあるが、根本的な解決とはなっておらず、財政逼迫の要因となっている。また、こども医療費助成制度についても、少子化対策や子育て世帯への施策として全国的に実施されているが、対象年齢など地域間での格差があるため、財源的に厳しい市町村にとってはサービス拡充をしたくてもできないといったジレンマを抱えている。そのことから、異次元の少子化対策を打ち出している国に対し、福祉施策に対する補助割合の拡充及びこども医療費制度を国策による全国一律の制度とし、地域間格差の解消及び実施主体である市町村への財政支援が必要である。	障害福祉費（地域生活支援事業）に係る国から地方自治体への国庫補助額については所要額に対して十分な額が確保されていないのが現状です。 国において補助率が「1/2以内」とされているため、事業を実施するにあたり必要な国庫補助額が見込めず、県及び市町村において一般財源による補充等の措置を余儀なくされています。 このため、事業が計画的かつ必要な予算額で実施できるよう、国に対し、補助率を明確に定められるとともに、十分な財政措置が図られるよう、九州各県障害保健福祉主管課長会議を通し要望しているところです。 児童福祉費関連事業については、国の制度に基づいて国・県・市町村で負担することとなっており、多様化する子育て世帯のニーズに応じてサービスが充実・拡充されている一方、財政負担が大きくなっている現状があります。県においては、財政負担の軽減を図る観点から、複数市町村による広域的な事業運営など、効率的な運用の検討に資するよう、市町村に対し好事例について情報提供を行うなど、市町村を支援してまいります。 こども医療費助成については、国の責任により全国一律の制度を創設するよう全国知事会及び全国衛

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				生部長会を通して要望しているところであり、引き続き要望してまいります。
中 12	米軍人・軍属の戸籍届出に係る財政措置について	米軍人・軍属に係る戸籍届出（婚姻・離婚・出生・認知・死亡・養子縁組・養子離縁等）の届出について国に財政措置を要望していただきたい。	米軍人・軍属が日本において婚姻や離婚、出生や認知といった身分事項の変動を行う際には、住んでいる地域の市町村窓口で戸籍の届出を行うことができる。その場合、市町村の戸籍担当職員は、アメリカの州法及び相手方国籍（フィリピン、ブラジル、タイ、韓国など）の家族法に基づき、外国公館が発行した書類等をもとに審査をしなければならず、その審査に膨大な時間を費やしている状況にある。あわせて、米軍人・軍属の戸籍届出が増加する時期には、本来市町村窓口で対応しなければならない住民登録のある住民や本籍人の待ち時間が長時間化するなど窓口業務への影響が大きい。そこで、米軍人・軍属に係る戸籍届出について、人件費等の財政措置を講じるよう国に要望する必要がある。	県としましては、必要に応じて国への地方交付税に係る意見申出制度等について、市町村への技術的な支援を行ってまいります。
中 13	（仮称）沖縄読谷線及び国道58号バイパスに係る整備について	返還予定の有無に関わらず、（仮称）沖縄読谷線を都市交通体系マスタープラン等の県関連計画へ位置付けていただきたい。また、国道58号大湾交差点	沖縄中部地域においては、中央に広大な米軍基地が位置していることから、東西連結のハシゴとなる道路が十分とはいえない状況にある。そのため読谷村においては、国道58号大湾交差点において慢性的な渋滞が大きな問題となっている。特に、沖縄市～読谷村間については、米軍嘉手納弾薬庫地区により、沖縄自動車道とのアクセスや緊急医療施設へのアクセス、沖縄市北部地域、うるま市中城湾地域とのアクセスなども迂回を余儀なくされており、観光・産業・緊急輸送体制の面からも道路網が必要で	（仮称）沖縄読谷線については、米軍施設嘉手納弾薬庫地区を横断する道路と認識しております。当該地区が日米で合意された返還予定地に含まれておらず、現時点では都市交通マスタープラン等への位置づけは困難な状況であります。 沖縄中部地域における道路網の整備については、東西を連絡する沖縄嘉手納線と沖縄自動車道等へのアクセス向上に資する、池武当インターチェンジ（仮称）の整備に取り組んでおります。また、渋滞対策については、国道58号の大湾交差点において、

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		付近の渋滞を緩和するため、国道58号バイパス（読谷道路）の早期整備及び嘉手納バイパスの整備についても併せて早急に進めていただきたい。	ある。よって、SACO合意や米軍再編の返還予定地に含まれていないなど、具体的な基地の整理縮小が見込めない状況にあっても、一部返還や共同使用などの可能性を調査研究するためにも（仮称）沖縄読谷線を県関連計画に構想路線等として位置づけていただく必要がある。また、読谷村に係る幹線道路である国道58号では、渋滞緩和のために国道58号バイパス（読谷道路）の整備に取り組んでいただいているが、その整備及び嘉手納バイパスの整備についても併せて早急に進めていただく必要がある。	地元自治体と連携し県道16号線及び村道久得牧原線の右折車線の2車線化など、渋滞対策に取り組んでいるところ。 また、沖縄西海岸道路は、読谷村から糸満市に至る延長約50kmの高規格道路であり、国において整備が進められております。 今後とも、関係市町村と連携し、沖縄西海岸道路の整備促進を国に要請していきたいと考えております。
中 14	既返還跡地の支障除去について	既返還跡地についても「沖縄における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に準じた支障除去を講じていただきたい。	平成18年に返還された跡地について、現在、組合施工により土地区画整理事業を行っているが、これまで、軍用地として使用されていた間、フェンス等が設置されていなかったため不法投棄がされたため磁気探査において膨大な磁気異常が確認され、地中より廃棄物等が出土している状況にある。処理経費については、処理後に国より金銭補償（精算）を受けているが、磁気探査及び廃棄物処理には膨大な時間と経費を費やしているため組合の運営費を圧迫している。また、廃棄物の処理により事業計画を延長せざるを得なく保留地の販売等、事業に多大な不利益を被っている。つきましては、軍用地として使用された間の不法投棄（廃棄物）の処理として国の施設管理責任のもと、早急に一括処理して頂く必要がある。また、同跡地の別箇所においても同様に廃棄物等が出土している場所が複数ある。それらの箇所	引渡し後の返還跡地で発見される廃棄物等については、国の責任において対応されるべきと考えております。 県としましては、引き続き、軍転協や関係市町村と連携して、国の責任で対応していただくよう働きかけてまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			については財源の目途が立っておらず、跡地利用に甚大な遅れが生じている。今後整備予定の跡地についてもさらに出土する可能性があり、跡地利用の円滑な推進のため、国の責任において処理していただく必要がある。	
中 15	護岸の老朽化対策について	中城村久場～北中城村熱田で整備されている護岸の老朽化対策をしていただきたい。	当護岸は、中城村久場～北中城村熱田にかけて築造された護岸で、琉球政府時代に築造された護岸だと思われる。現在、老朽化が著しくこのままでは崩壊の危険性があり、今後、台風や高波が発生した場合には甚大な被害になることが予想される。海岸保全区域に入っていないため、事業化が困難とのことだが、護岸が崩壊する前に海岸保全区域に指定し、対策を行う必要がある。	中城村久場から北中城村熱田にかけた護岸については、既設護岸の老朽化調査を実施しているところであります。当該調査結果を踏まえて事業化に必要な海岸保全区域等の指定に向けて取り組んでまいります。
中 16	宜野湾横断道路東側区間の早期着工について	宜野湾横断道路東側区間を普天間基地返還に先駆けて早期に着工していただきたい。	宜野湾横断道路における東側区間終点は中城村字津覇の国道329号となっており、現在国道329号西原中城バイパスが都市計画決定され、事業着工にかかっている状況である。宜野湾横断道路は、「ハシゴ道路ネットワークの強化」、「救急医療体制の強化」、「防災避難体制及び物資輸送力の強化」、「東海岸サンライズベルト構想への寄与」、「中城IC周辺の新たなまちづくり」等の効果が期待でき、中城村や近隣市町村、ひいては沖縄県全体の振興に寄与するものと思慮されることから早期の整備が必要である。	宜野湾横断道路は、国道329号から普天間飛行場を横断し、沖縄西海岸道路までを繋ぐ、普天間飛行場の跡地利用において重要な道路であります。 県では、宜野湾横断道路（中城地区）について、平成29年度から調査検討を進め、現在、橋梁及び地すべり対策等の検討に取り組んでおります。 引き続き、国や関係機関と連携・協力しながら実施可能な取組を推進してまいります。

Ⅱ 各地区提出要望事項

3 南部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
南 1	南部地域における道路交通網の整備について	① 本島南部の東部地域から南風原町内を結ぶ南部東道路の早期供用に向けた予算確保及び体制強化による整備促進を図るとともに南城つきしろＩＣからの延伸を実現していたきたい。	南部東道路は、本島南部の東部地域から那覇空港や県都那覇市を結び、さらに本島中北部地域への連絡道路として、重要な役割を果たす道路で沖縄県道路整備プログラム（2023年3月沖縄県土木建築部）にハシゴ道路ネットワークとして位置づけられ、世界文化遺産の「斎場御嶽」や神の島「久高島」など、多くの観光拠点をも有する南城市から那覇空港自動車道や周辺の国道・県道を結ぶ広域ネットワークを形成する重要な路線である。また、当該道路は、平成23年4月に事業着手し、平成30年3月には那覇空港自動車道への直接乗入れの計画変更が認められ、その整備効果は、広域的な交通及び物流面の利便性が飛躍的に向上し、本県の均衡ある発展に大きく寄与するものと期待されている。しかしながら、平成23年度の事業着手から13年が経過しているが、これまでの進捗状況から、現在目標とする令和8年度の全線供用（暫定2車線）開始も全く見通せない状況にある。また、令和6年度には、南城市に沖縄県初出店となる「コストコ」の開業が予定されているが、周辺道路の交通渋滞も懸念されるなど当該道路整備の遅れは、観光や防災面からも大きな課題となっていることから早期開通に向け、さらなる予算確保及び組織体制の強化と那覇空港自動車道への直接乗入部の整備促進を図る必要がある。特に南城市は三方を海に囲まれ、海拔の低い地域に多くの市民が暮らしているほか、昨今の地球温暖化による大型台風の襲来に加え、沖縄近海を震源とする地震によ	南部東道路の執行体制については、予算規模に応じた適切な職員配置や民間コンサルタント等を活用するなどの事業推進体制の強化に取り組んでおります。引き続き、事業予算の確保に努めるとともに沖縄県土地開発公社と連携し、地元の協力を得ながら、事業を推進してまいります。 南城つきしろＩＣからの延伸については、事業化区間の整備を推進しつつ、整備効果等の調査検討を進めることとしております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			る津波発生も指摘され、南城市東部地域の災害時における住民及び観光外来者の避難・救助・物資供給等を担う道路ネットワーク構築が急務となっている。こうした状況から、引き続き、南城つきしろICからの延伸及び全線4車線化の実現について取り組む必要がある。	
		② 国道507号・八重瀬町東風平から同町具志頭までの区間と津嘉山自動車学校前から那覇糸満線までの区間を早期整備していただきたい。	国道507号八重瀬道路は、那覇東バイパスを起点として八重瀬町の島尻教育事務所付近までの区間においては都市計画道路として整備事業が推進されている。津嘉山バイパスについては、平成26年4月に全線供用されたところであるが、同町東風平から具志頭までの区間においては当初の令和3年完成供用から令和6年完成供用へ延期され、同町東風平の国道507号と県道77号線との交差点は、交通量が多く、朝夕問わず交通渋滞が発生しているため、当該地域の慢性的な交通渋滞の緩和のほか、歩行者の安全確保や無電柱化及び自転車道路の整備を含めた早期整備が望まれている。また、津嘉山自動車学校前から那覇糸満線までの区間については、都市計画決定から28年が経過し沿線の建物も老朽化が進み、まちづくりへの影響や地震などの自然災害の際には甚大な被害が想定され、周辺地域の整備に大きな支障を来す恐れがある。こうした状況から、当該路線は南部地域を唯一縦断する国道507号とあわせて当該地域の活性化や主要幹線道路網を形成する骨格道路として寄	国道507号八重瀬道路については、現在、東風平交差点付近において道路改良工事や用地取得等を鋭意進めております。 また、東風平中学校前から具志頭交差点までの区間については、交差点部の暫定的な改良による整備も行いながら、用地取得にも取り組んでいきたいと考えております。 引き続き、予算の確保に努めるとともに、八重瀬町と連携を図りながら、早期整備に向けて取り組んでまいります。 津嘉山北土地区画整理事業区域の南端から津嘉山南交差点に至る国道507号現道部の整備については、仲井真津嘉山線の進捗、将来の管理主体等について、関係市町村と意見交換を行っているところであります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			与するものであり、早期に事業を推進する必要がある。	
		③ 那覇空港自動車道（小禄道路）の整備促進及び瀬長交差点の改良を図っていたきたい。	那覇空港自動車道（小禄道路）は、沖縄自動車道と一体となって、沖縄本島全域と那覇空港間の定時性・速達性を確保し、観光産業や物流の効率化を支援するとともに、那覇市内及び南部地域の交通渋滞の緩和に資する重要な道路である。令和5年度から那覇空港自動車道（小禄道路）の整備に伴い、名嘉地ロングランプが取り壊され、ランプ撤去箇所付近の車線減数によって周辺道路の渋滞がより厳しくなっていることから、現在と同数の車線数を確保するなど、仮設道路の設置等の交通渋滞対策を講ずる必要がある。また、当該道路の整備とあわせて、瀬長交差点に隣接する与根地区においては土地地区画整理事業が進捗中であり、令和2年8月の友愛医療センターの開院に引き続き、令和4年3月には、レンタカーステーション及び大型物流倉庫の開業に伴い交通量が増加するなど慢性的な交通渋滞が発生しているほか、糸満市において今年度末に都市計画決定を予定している真栄里土地地区画整理事業地区の整備計画からも国道331号については、さらなる交通量の増加が見込まれることから、交通渋滞対策として瀬長交差点の改良も必要となる。こうした状況から、那覇空港自動車道（小禄道路）の早期整備及び周辺の交通渋滞対策が必要である。	小禄道路については、国に確認したところ、那覇空港自動車道の一翼を担い、沖縄の玄関口である那覇空港と沖縄本島の各拠点間の定時性・速達性を確保して、観光振興、物流の効率化に寄与するとともに、国道331号の渋滞緩和に資する道路として、早期開通を目指して整備を推進しているとのことです。 小禄道路の工事にあたっては、事前に複数の渋滞対策を講じるとともに、道路利用者に対して規制情報などの情報提供を行っているとのことです。 引き続き、早期開通に向けた整備推進に取り組むに当たり、関係自治体には、地域への情報提供をお願いしたいとのことです。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
南 2	南部地域における軌道系を含む新たな公共交通システムの整備について	南部地域への軌道系を含む新たな公共交通システムの導入について調査検討をしていただきたい。	現在、沖縄県の鉄軌道の概略ルートは那覇～名護間となっており、那覇以南の区間は採算性の低下を招くとして除外されている。また、モノレールの延伸についても費用便益や採算性の課題から構想が進展していない状況である。那覇市周辺の慢性的な交通渋滞は、観光や物流、産業活動の発展の大きな阻害要因となっており、加えて、今後の南部地域については、新たなリゾートホテルや水産物地方卸売市場の開業、物流団地の整備など更なる発展が見込まれ、交通需要のより一層の増大が予想される。これらの状況の改善には、自家用車及びレンタカーの利用から新たな公共交通への転換が必要であり、そのためには定時定速性が確保できる軌道系公共交通の導入が最も有効であると考えられることから、将来的な交通需要の増加を踏まえて軌道系交通導入による住民生活環境の向上、観光振興の推進、地域経済の生産性の向上などの視点から、南部地域への軌道系を含む新たな公共交通システムの導入について引き続き調査検討が必要である。あわせて、豊見城市においては慢性的な交通渋滞をはじめ、路線バスの運転手不足問題、入域観光客数の増加、道路環境整備等に伴う交通移動者増及び周辺地域の開発需要拡大など様々な課題を解決するため、新たな公共交通として都市型ロープウェイの導入を検討していることから、こうした市町村独自の取組に対し、沖縄県による助言や予算獲得の支援・協力が必要である。	県民及び観光客の移動利便性向上等を図るためには、鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図る必要があると考えており、沖縄本島の北・中・南部の圏域毎に関係市町村や交通事業者で構成する連携交通会議を設け、南部地域の交通状況や地域の課題を整理し、最適な地域公共ネットワークのあり方について、市町村と協働で検討を進めているところです。 県民及び観光客の移動利便性向上等を図るためには、鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図る必要があると考えており、沖縄本島の北・中・南部の圏域毎に関係市町村や交通事業者で構成する連携交通会議を設け、南部地域の交通状況や地域の課題を整理し、最適な地域公共ネットワークのあり方について、市町村と協働で検討を進めているところです。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
南 3	バスの再編について	南部地域の移動利便性の向上を図るため、バス路線の再編と路線バス事業の県営化も含めた持続可能な地域公共交通の維持・確保策について検討していただきたい。	那覇市を含む南部地域の交通渋滞は深刻な課題であり、渋滞による経済損失は計り知れないものがある。交通渋滞を緩和するためには、自動車中心の移動から様々な交通手段を活用できる環境づくりが必要である。その中でも、持続可能な地域公共交通の役割は重要であり、運行本数の見直しやバス路線の再編が必要であることから、県が中心となって市町村とともに路線再編の準備を進めていただきたい。また、人手不足等の影響により、バスの減便等が進むなど、県民の足である公共交通は崩壊しかねない。振興計画の10年間で持続可能な地域公共交通の維持・確保のためにも、路線バス事業の県営化等を含めた施策についても議論を行う必要がある。	県は、路線バスをはじめとする公共交通について、県民や観光客の移動手段として重要な役割を担っており、それを確保・維持することが重要であると考えております。 県民及び観光客の移動利便性向上等を図るためには、鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図る必要があると考えており、沖縄本島の北・中・南部の圏域毎に関係市町村や交通事業者で構成する連携交通会議を設け、最適な公共交通ネットワークのあり方等について、市町村と協働で検討を進めているところです。 路線バス事業の県営化については、同事業がこれまで民間事業者により運営されてきたことや、民間事業者から県営化の要望もないこと、加えて、全国的に公営バスの民営化や民間譲渡が進められてきたこと等から、まずは現状の確保・維持が重要と考えております。
南 4	信号機の設置について	信号機の設置数を増加していただきたい。	近年、与那原・糸満警察署管内では、車両台数の増加に伴う道路の新設等が進められているが、十字路やT字路では、車両通過及び歩行者の横断が頻繁にあるにも関わらず信号機のない箇所が多々あるほか、信号機の設置申請を行っても、県内の信号機設置数が、令和3年4箇所、令和4年6箇所と確認しており、危険箇所など必要な場所への十分な設置ができない状況にある。また、新型コロナウイルスの	信号機の設置につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路環境や施設の設置状況のほか、他の安全対策の状況も考慮し、必要性について総合的に判断しております。 御要望につきましても、これらの観点を踏まえ、信号機設置の必要性を含めて検討し、道路管理者と連携して道路の安全対策に取り組んでいきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			第5類移行に伴い、観光客が以前の状況に戻りつつあり、その影響も含め、通行車両も増加し交通事故の危険性が高まっている。（糸満市事故発生件数：令和3年73件・令和4年80件・令和5年10月末現在68件）については、同警察署管内において、信号機設置数の増加が必要であり、安心・安全な環境の整備を図る必要がある。	- 令和年6度南部地区信号機設置箇所 2箇所 ①エコシティ渡橋名入口交差点（豊見城市） ②開邦中学校正門横断路（南風原町）
南5	慰霊碑・戦争遺跡等について	① 沖縄戦跡国定公園や南部地域一帯に点在する慰霊碑や避難壕（ガマ）などの戦争遺跡の保全等を国・県の施策として取り組んでいたきたい。	沖縄戦により県内各地には慰霊塔・碑や避難壕等の戦争遺跡があり、最後の激戦地となった沖縄戦跡国定公園域内には、県内外の慰霊塔・碑が集中している。沖縄県平和祈念財団により管理されている慰霊塔・碑については、清掃が行き届き、慰霊に訪れる方々を常に受け入れることが可能となっている。しかし、同財団の管理を受けない慰霊塔・碑にあっては、所在する自治会のボランティアにより対応を行っているが、時間の経過とともにご遺族や関係者による慰霊祭などの開催が途絶えるなど、ボランティアの目的が曖昧になっているほか、建立したご遺族の高齢化等により継承者が少なくなる中、当事者を交えた慰霊塔・碑の在り方の検討がなお一層困難になることから、沖縄県において統一した管理方法の検討が必要である。また、戦争の物言わぬ語り部である避難壕（ガマ）にあっては、崩落がみられるなど劣化が進行し、立入禁止箇所が増加している。避難壕（ガマ）は戦争遺構として、平和学習や戦争の追体験をするうえで重要な役割を担っていると	慰霊塔（碑）は、戦没者のみ霊を慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族などの関係者が深い思いを込めて建立しており、その修理や清掃等の維持管理は、本来建立者等関係者の責任において行うものであると考えております。 しかし、これらの慰霊塔（碑）は、先の大戦に起因するものであり国の責任において対応すべきものであることから、県では平成27年8月に厚生労働大臣あて、民間建立慰霊碑の整理や保存等に関して要請しております。 また、各団体等が建立した慰霊塔（碑）の中には、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていない等の課題があることから、県では、平成30年度に県内慰霊塔（碑）管理状況等実態調査を実施し、慰霊塔に係る課題の分類を行い、令和2年度には、存続が懸念される慰霊塔を対象とした「管理困難慰霊塔検討事業」を実施し、管理者不明等慰霊塔の所在地自治会や市町村等の意向を確認しました。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			もに、平和観光の重要な資源となっていることから、沖縄県において保存公開に向けて取り組んでいる第32軍司令部壕のように他の避難壕（ガマ）についても国・県の重要な施策として位置づけ、その保存に取り組む必要がある。	その結果、慰霊塔ごとに土地所有者の意向や管理状況等がそれぞれ異なることが確認されたことから、管理実態の調査結果等を踏まえ市町村や関係機関へ情報共有と現状把握等の意見交換を行っています。 問題解決に向け今後も関係団体等と連携を図り、それぞれの状況に応じて問題解決に向けた取組を進めてまいります。 戦争遺跡について、県教育委員会では平成10年度から平成17年度に実施した分布調査により、県内全域に1,077件の戦争遺跡が存在することを把握しました。 また、平成22年度から平成26年度には、1,077件のうち145件の戦争遺跡を対象に詳細な内容等の確認調査を実施し、戦争遺跡の全体像を理解するための体系化も行いました。 これらの成果を踏まえ、市町村に対し戦争遺跡の文化財指定を促すとともに、県が戦争遺跡を文化財指定する際の考え方の整理や、指定候補の絞り込み等を進めております。 県教育委員会としましては、今後も市町村との連携を図りつつ、戦争遺跡の適切な保全に努めてまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		② 多種多様な「戦争遺跡」の現状に応じた取扱い指針等を制定していただきたい。	沖縄県内には、自然洞穴（ガマ）、旧日本軍による軍事関連施設跡、銃弾痕等が残る石垣や近代建造物（コンクリート製建造物）等の多種多様な戦争遺跡が確認されており、近年、その取扱いについての協議調整が増加し、個別に保存策等の対応をしているところである。沖縄県教育委員会は、平成10年度から平成17年度まで実施した戦争遺跡詳細分布調査、また平成22年度から平成26年度まで実施した戦争遺跡詳細確認調査によって、1,076件の戦争遺跡を確認して県内の多種多様な戦争遺跡の概要を把握し、戦争遺跡を埋蔵文化財とする方向が望ましいと結論付けたものの、どのようなものを戦争遺跡として扱うのかなどの具体的な対象範囲についての指針等は示しておらず問題が生じている。糸満市では、市内に所在するガマ（戦争遺跡）について開発事業との関連で、沖縄県教育委員会と糸満市教育委員会との間で文化財保護法第93条の解釈に齟齬をきたし、混乱が生じたことが一例として挙げられる。戦争の物言わぬ語り部である戦争遺跡を適切に保存・活用するためにも全県の戦争遺跡の実情を把握している沖縄県教育委員会は多種多様な「戦争遺跡」の現状に応じた取扱い指針等を関係市町村と協議の上、早急に制定する必要がある。	戦争遺跡は、沖縄県の歴史の正しい理解のために欠くことのできないものであることから、その保存と活用を図ることは重要と認識しております。 県教育委員会は、平成10年度から平成17年度の分布調査で、県内全域に1,077箇所戦争遺跡が所在することを確認しました。これらは、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として、開発行為に対して届出等の義務を課すなどの保護措置が図られておりますが、一方で文化庁の通知や報告に定める「近代の遺跡」にも相当するため、保護の対象を「地域において特に重要なもの」に絞り込むことができるかとされております。 県教育委員会としましては、戦争遺跡が所在する関係市町村と意見交換を行いながら、地域の実情に応じた戦争遺跡の保護が図られるよう、引き続き連携して対応していきたいと考えております。
南6	緊急浚渫推進事業債の	令和2年度から6年度の事業期間である緊急	近年、異常気象による集中豪雨が多発している状況において、普通河川に堆積する土砂の浚渫工事や維持管理に大変苦慮しているなか、総務省の「緊急	緊急浚渫推進事業債は、地方公共団体が緊急的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消することを目

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	継続について	浚渫推進事業債を継続していただきたい。	浚渫推進事業」を活用し普通河川の浚渫工事に取り組んできた。しかし、同事業は令和6年度で終了するが、河川の浚渫は継続的に実施しなければならず、今後単独事業で行うことは自治体にとって多大な財政負担であり非常に厳しいことから、令和6年度以降も同事業の継続が必要である。	的とした起債事業であり、事業期間は令和11年度まで延長となっております。 引き続き、積極的な活用をお願いいたします。
南7	緊急自然災害防止対策事業債の継続について	令和3年度から令和7年度の事業期間である緊急自然災害防止対策事業債を継続していただきたい。	糸満市では、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、字武富地区急向斜地崩壊対策事業を令和4年度から実施し、令和6年度完了を目指している。また、近年における異常気象による集中豪雨が多発している状況において、土砂災害等の拡大を防止することを目的として、糸満市内の他地区や八重瀬町においても緊急自然災害防止対策事業債の活用を見込んでいる。しかしながら、同事業債は令和7年度で終了予定となっているが、土砂災害の対策工事は継続的に実施しなければならず、令和8年度以降単独事業で行うことは自治体にとって多大な財政負担であり非常に厳しいことから、令和8年度以降も同事業の継続が必要である。	緊急自然災害防止対策事業債は、緊急自然災害防止対策事業計画において、緊急に行うべき事業として位置づけられた災害発生予防及び災害拡大防止を目的とした地方単独事業であり、事業期間は令和3年度から令和7年度までとなっております。 県としましては、事業の必要性及び緊急性等を踏まえて、地元自治体と連携し、国に対して事業の継続を要望していきたいと考えております。
南8	国民健康保険事業への財政支援等について	沖縄県国民健康保険が抱える特殊事情に留意し、国に対する財政支援要請をより一層強く働き掛けを行って	国保県単位化に伴う公費拡充は全国的に行われているが、沖縄県国保財政は医療費・所得水準等の市町村（保険者）格差や、前期高齢者交付金では全国平均の半分程度の交付割合となっている。沖縄県は、前期高齢者財政調整制度の開始から現在までの差額は得られないまま、国保新制度へ移行したことが沖縄県国保財政の収支不均衡を招いている。県	県では、これまでも県の特別交付金において、収納率向上、医療費適正化、保健事業等における市町村の取組を支援するために交付金を交付してきたところであります。 県としましては、定められた財政運営の仕組みの中で、市町村の財政をできるだけ支援するよう取り組んでいきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		いただき、沖縄県は財政運営の責任主体として、政策的な決断による法定外繰入れを実施していただきたい。また、事業費納付金の急激な増額は市町村国保財政に多大な影響を及ぼしており、その要因となる医療費水準の格差を分析し、財政の不均衡を解消していただきたい。	は、国に対して他交付金の活用をも踏まえて財政支援の要請を強く求めると共に、県による積極財政として沖縄県国保特別会計へ政策的繰入を行っていたきたい。また、市町村ごとの事業費納付金では、被保険者間の負担の公平を図るため医療費水準を反映させない仕組みとし、決算剰余金が生じた場合は、各市町村の負担割合に応じて返還を行うなど、県内市町村国保の財政不均衡が生じないよう堅実な取り組みが必要である。	また、令和3年度の法令改正により、決算剰余金が生じた場合は、財政調整事業分として基金に積立て、納付金（保険料）の著しい上昇の抑制や安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に活用することが可能となったところであります。 これを受け、県では決算剰余金が生じた場合の取扱いについて、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）（厚生労働省策定基準）」等の方針に基づき、活用していくことで市町村と協議を行い、理解を得たところであります。 なお、具体的な活用にあたっては、市町村国保の財政運営の安定化が図られるよう、市町村と協議を行い決定していくこととしております。 県では、今後とも引き続き市町村と連携し、収納率向上、医療費適正化、保健事業等、市町村国保の財政運営の安定化が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。
南9	医療費助成事業の拡充について	令和4年度から沖縄県こども医療費助成事業の通院対象年齢が拡充され、現物給付も補助対象とされている。一方、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業においては、補助対象を「償還払い方式（自動償還含む）」としており、「現物給付方式」を補助対象としていない。病児等を抱える家庭の医療費の負担	令和4年度から沖縄県こども医療費助成事業の通院対象年齢が拡充され、現物給付も補助対象とされている。一方、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業においては、補助対象を「償還払い方式（自動償還含む）」としており、「現物給付方式」を補助対象としていない。病児等を抱える家庭の医療費の負担	沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業における現物給付の導入については、一部、検討したいとする市町村はあるものの、自動償還等の維持を希望する市町村が大部分となっております。 本事業については、受給資格の変動が多いことから、現物給付を行った場合、返還金発生件数が多くなる懸念や、医療費増の懸念、国庫負担額調整措置

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		る。同様に、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業についても、補助対象を「現物給付方式」まで拡充し、各医療費助成制度をさらに充実していただきたい。	は、母子及び父子家庭等や重度心身障がい児（者）にも同じように発生するものであるが、家庭の構成や障害の有無で助成内容に格差が生じている現状がある。医療費の心配なく診療を受けることのできる体制づくりは、母子及び父子家庭等や重度心身障がい児（者）の家庭等においても切実な願いであること、また、健康格差を生じさせないためにも、補助対象「現物給付方式」まで拡充し、制度の充実を図る必要がある。	等の課題があることから、県としては引き続き、現物給付の導入について、市町村と意見交換を行ってまいります。 なお、県においては、国に対し、全国知事会等を通して、「全国統一的なひとり親家庭等に関する医療費助成制度の創設」と「国庫負担減額調整措置の廃止」を要望しているところです。 沖縄県重度心身障害者医療費助成事業における現物給付については、一部の市町村で導入を検討したいという意見はあるものの、自動償還の維持を希望する市町村が大部分となっております。 県としましては、課題等を確認しながら、市町村と意見交換を進めていきたいと考えております。 なお、県は全国知事会を通して「重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること」について要望を行っているところであります。
南 10	消費者安全 施策について	① 沖縄県にあつては、消費者安全法（平成21年法律第50号）第7条に基づき「消	消費者生活相談員の処遇の改善は、人材の確保や離職の抑制が課題とされる同職の継続に照らして重要である。これについて、財源の支援や報酬基準の告示などを国には率先して図られたいことから、国の方針たる「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の変更を沖縄県知事から提案する必要がある。	地方自治体における消費生活相談体制を含む消費者行政の充実・強化については、国の地方消費者行政強化交付金を活用して実施しているところです。 県としましても、消費生活相談員の処遇改善や人材確保は、大変重要であると考えていることから、引き続き全国知事会を通して国に対し、恒久的な財

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		費者安全の確保に関する基本的な方針」第2-1-(3)を次のように変更する提案を国に行っていただきたい。		源措置の検討と新たな交付金制度の創設を要望しております。
		② 沖縄県教育庁にあっては、高校生向けの消費者教育の充実に努めていただきたい。また、進学や就業を前にした高校生に対して、テキストや消費相談専門員との連携による消費問題の学習機会を充実させ、契約者主体として	内閣府沖縄総合事務局の資料によれば、九州各県の消費相談件数において、20代の構成比が最も高いのは沖縄県である（令和4年度）。また、沖縄県における相談のうちいわゆる「インターネット関連の副業トラブル」が最も多いのは、全年代中20代となっている。このように年代が消費者トラブルに巻き込まれる背景には、インターネットに親和性がある年代であることに加え、契約等に関する知識や注意意識が十分に涵養されていないことも考えられる。知人・友人からの「儲け話」に乗る形で名義を貸し、500人もの県内大学生が消費者金融から数十万～百数十万円もの借金をおったという事件も生じている（沖縄名義貸し事件、2017年）。消費者に対する啓発は全年代を通じて行われる必要があるが、令和4年から成年年齢が18歳になったこともあり親の同意を得ずに様々な契約ができるようになったことから、進学や就職を前にした高校時代に均質な情報を	県では、令和4年の成年年齢引き下げを見据え、学校と連携し若年者に対する消費者教育を強化するため、令和2年度から、消費生活センターに高校教諭（公民）を配置してきました。また、SNS等を通じて、消費者トラブルに関する情報提供を行っており、悪質な事例が発生した場合には、警察と連携し、注意喚起を行っております。 県としましては、教職員向けの講座・研修等の実施及び内容の充実を図るとともに、高校生を重点的な対象として出前講座事業を実施するなど、消費者教育の推進に努めてまいります。 高等学校家庭科の学習においては、消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解させるとともに、契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深められるように指導しております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		のリテラシーを涵養して社会に送り出していきたい。	一斉に提供できる得難い時期の教育を所管する県教育庁にあっては、子どもたちを賢く慎重な契約者主体として社会に送り出す必要がある。	また、インターネットを通じた消費者被害、マルチ商法、デート商法などの、悪質商法の具体的な事例を取り上げ、詐欺やその他の危険性について理解を深められるように指導しております。 さらに消費者被害の未然防止については、成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、消費者と事業者の情報量の格差などの消費者問題発生の社会的背景を理解し、消費行動における情報の収集・整理を適切に行い意思決定ができるよう、具体的事例を通して指導しております。 県教育委員会としましては、引き続き、関係機関と連携し、契約の重要性の理解や消費者被害の未然防止にむけ指導の充実を図ってまいります。
南11	学校給食費無償化制度の早期実現について	学校給食費無償化について、全額県費負担による制度確立を早期に実現していただきたい。	学校給食は、新学習指導要領特別活動編において、望ましい食習慣の形成を図ることの大切さを理解することなどの目標を定め、教育活動の一環として位置づけられている。また、学校給食費については、平成30年度に文部科学省が実施した「子どもの学習費調査」の結果、公立小中学校の学校教育に支出した経費の中で最も高額であると報告されている。こうした中、子どもの貧困対策はもとより、子育て世帯の負担軽減を図るため、学校給食費無償化や学校給食食材に係る物価高騰対応を実施している市町村も急速に増えてきているが、今後の国の交付金等の動向は不透明であり、また市町村独自で継続するには財政的負担も大きく、財政状況によっては	県教育委員会としましては、令和5年度に実施した学校給食実態調査の結果や市町村の意見等を踏まえ、学校給食費無償化に向けた取組の第一歩として、教育費の負担が大きい中学生のいる世帯を対象に、令和7年4月から、中学3年間の学校給食費の2分の1相当額を市町村に対して補助していくこととしております。今後の拡充については、効果検証や国の無償化制度の動向等を踏まえ、検討してまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			地域格差が生じることが考えられる。子育て支援に関する施策は全県的な課題であり、沖縄県内どこに住んでいたとしても教育費負担や子育て支援に地域格差が生じないよう、かつ安定した学校給食が受けられるよう、知事公約である「学校給食費無償化」について、全額県費負担による制度の確立を早期に実現する必要がある。	
南 12	沖縄県立離島児童生徒支援センターの拡張について	沖縄県立離島児童生徒支援センターに入寮できない離島高校進学生徒に対し、公平な教育の環境整備を確立し、入寮希望者を全て受け入れできる施設の整備をしていたきたい。	沖縄県立離島児童生徒支援センターは、南部離島町村から長年の強い要望により設置が実現し、離島生徒の高校進学に際し、一家転住や島と本島との二重生活による経済的負担や、経済的要因等に左右されない公平な教育環境整備の必要性等により平成28年1月より運用が開始され、離島生徒の教育の不利性解消が図られているところである。しかし、近年、全離島において那覇近郊への高校進学者の増加等により、当センターの入寮希望者が多く1学年40名入寮枠では、入寮枠に対し応募者が大きくオーバーするのが現状で、入寮希望者に対する対応は不可能である。次世代を担う子どもたちが安心・安全に学び、誰一人取り残さない公平な教育環境整備を図り、子ども達が希望する高校へ進学できるよう、当センターを早期に拡張する必要がある。	沖縄県立離島児童生徒支援センターの新入生の入寮については、例年、定員を上回る応募があり、令和3年度からは、空室への特例入舎も含め公募したところ、進路変更等による辞退者を除き、最終的に入寮を希望する全ての生徒を受け入れております。 施設の拡充については、入寮者の推移等も踏まえ整理する必要があると考えております。 県教育委員会としましては、引き続き、関係市町村と連携し、生徒が安心して学業に励むことができるよう教育環境の整備に取り組んでまいります。
南 13	沖縄振興公共投資交付金について	① 令和6年度以降における公園整備事業及び街路整備	沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）の配分減額により、公園整備事業及び街路整備事業の用地補償の買い取り要望などに対応できないことや、工事による整備に遅れが生じていることにより、事業	沖縄振興公共投資交付金の減少傾向に伴い、公園事業及び街路事業についても十分に所要額を確保できていない状況にあることから、国の経済対策関連

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		事業実施のため、沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）の所要額を増額していただきたい。	の進捗が停滞し、計画的な取り組みが厳しい状況となっている。沖縄振興予算については、継続的に所要額が確保できるよう強く要望する必要がある。	に係る補正予算など、ハード交付金の増額確保に向け取り組んでいるところであります。
		② 那覇市に対する沖縄振興公共投資交付金（家賃低廉化事業）の所要額を確保していただきたい。	那覇市において、沖縄振興公共投資交付金の減額幅が著しく大きい「家賃低廉化事業」は、助成期間が公営住宅建設後10年間と制限があり、配分されない対象分を後年度に請求することはできないものである。令和5年度の本市配分額は0.3%（当初配分時点）と極めて低い配分を余儀なくされ（県の配分方針）、平成28年度から令和4年度にかけて交付されずに取りこぼされた額は約13億円にものぼる。公営住宅整備事業に要した地方債の償還財源となる「家賃低廉化事業」の歳入減は、那覇市の財政運営に多大な影響を及ぼしており、早期に財政支援が必要である。そのため、所要額を確保できるよう国に対して強く働きかけていく必要がある。	沖縄振興公共投資交付金については必要額の要望を行っておりますが、大きく減額され配分される状況にあります。 住宅事業では、交付対象事業毎に所要額、必要性等を考慮し市町村へ配分額を提示しているところであり、公営住宅等整備事業に優先的に配分を行っております。 令和7年度以降についても、引き続き市町村への負担の大きい公営住宅整備事業に対する配分に配慮するとともに、交付金の安定的な確保に向けて取り組んでまいります。
南14	沖縄師範健児の塔やその関連施設の県営沖縄平和祈念公園の編入及び崖下	沖縄師範健児の塔やその関連施設の県営沖縄平和祈念公園への編入及び崖下	沖縄師範健児の塔は、建立から78年経過しており、老朽化が激しく遺族会の高齢化等もあり管理者が曖昧である。特に、参道部分の階段は大きなひび割れが発生し、石垣は倒壊の危険性があり、さらに車道がなく利便性が悪い状況である。沖縄師範健児	慰霊塔（碑）は、戦没者のみ霊を慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族等の関係者が深い思いを込めて建立しており、その修繕や清掃等の維持管理は、本来建立者等関係者の責任において行うものであると考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	公園への編入及び崖下の不法投棄ごみ地帯に埋蔵する戦没者遺骨収集並びに不発弾等の撤去について	の不法投棄ごみ地帯に埋蔵する戦没者の遺骨収集並びに不発弾等の撤去について適正な対策を行っていただきたい。	の塔周辺は慰霊祭や平和学習の場として毎年多くの観光客や参拝者が訪れる場所であり平和祈念公園と等しく、平和を発信する場として安心・安全に参拝できるよう同公園への編入を行い、国・県において適切に維持管理を行う必要がある。また、沖縄師範健児の塔南側の崖下やその一帯には、平和祈念公園内から投棄されたと思われる不法投棄ごみ等があり、これまで沖縄県と糸満市が連携し、ボランティア清掃を実施してきたところであるが、戦没者の遺骨や不発弾等が埋蔵している可能性があることから、戦後処理の一環として、不法投棄ごみ地帯に埋蔵する戦没者の遺骨収集及び不発弾等の撤去を早急に行う必要がある。	沖縄師範健児の塔については、すでに解散した健児之塔遺族会から委託を受けた沖縄県平和祈念財団が清掃等を行っていることを認識しており、維持管理等の課題については、土地の所有者である糸満市や関係団体と意見交換を行ってまいりたいと考えております。 戦没者の遺骨収集は、戦没者遺骨収集推進法により、国の責務であることが明記され、国において、同施策を総合的かつ計画的に実施しており、県は、国からの業務委託を受け、一部を実施しております。 県は、県民などからの情報により、地表付近で発見された遺骨の収集等を行っており、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は国が実施することとされており、遺骨に関する確度の高い情報が得られた場合には、国に情報提供を行うこととしております。 そのため、戦没者遺骨収集情報センターへの情報提供について周知を行っているところであり、今回ご要望のある健児之塔南側の崖下付近についても、糸満市とも連携し、未収骨の情報の収集に努めてまいりたいと考えております。 不法投棄ごみ撤去後埋没可能性がある不発弾等の確認のための磁気探査については、関係部局と意見交換していきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
南 15	公共下水道 の整備につ いて	沖縄振興公共 投資交付金配分 額の増額及び令 和８年度以降の 沖縄振興公共投 資交付金の予算 確保に向け取り 組んでいただき たい。	沖縄県の下水道事業については、沖縄汚水再生美 ら水プラン2023において令和８年度に向け早期整備 に努めることとしているが、近年の沖縄振興公共投 資交付金の配分は年々減少傾向にあることから、下 水道整備が遅れている状況にある。一方で、沖縄県 内においては、人口増加や市街化区域の拡大など今 後も下水道整備（未普及対策）を必要とする区域が 多く残っており、良好な都市環境を保持するために 必要不可欠となっている。以上のことから、沖縄振 興公共投資交付金配分額の増額及び令和８年度以降 においても引き続き同交付金で下水道整備ができる よう取り組む必要がある。	県は、沖縄汚水再生ちゅら水プラン2023に定めた 污水处理施設概成を達成するため、沖縄振興公共投 資交付金の当初予算に加えて補正予算の活用や、新 しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付 金）（旧デジタル田園都市国家構想交付金（地方創 生污水处理施設整備推進交付金））の活用検討を促 す等、支援に取り組んでおります。 国から要請されている污水处理施設の概成年度で ある令和８年度以降も下水道整備が必要と認識して おり、沖縄振興公共投資交付金等の所要額の確保に 向け、引き続き市町村と連携を図りながら国へ要請 を行う等、取り組んでまいります。
南 16	久高島高速 ブロードバ ンドインフ ラ整備につ いて	知念半島から 久高島に繋がる 高速ブロードバ ンド網（光ファ イバー）の整備 をしていただき たい。	南城市久高島やうるま市津堅島では役所機能がな いため、県が実施する海底光ケーブル整備事業の対 象外となっており、高額な費用を要する海底光ケー ブル敷設を市単独で実施することは厳しく、急速に 進展するＤＸ化の波に両島が取り残されることを危 惧していたところであるが、令和５年７月９日の新 聞報道において、県事業による両島への海底ケー ブル敷設を検討するとの報道があり、本市としても、 海底ケーブル敷設の事業化に光明が差し非常に安堵 したところである。離島では、その抱える不利性によ り、移住・定住が進まず人口流出が課題となってい る、防災、教育、医療等の多分野でのＤＸ活用が 求められていることから、海底光ケーブル敷設の早 期実現を強く求めるとともに、事業実施に向けての具	現在、南城市久高島やうるま市津堅島では、無線 によりインターネットが利用できる環境にあります が、通信速度や容量に制限があることから、より高 速で大容量の通信が可能となる光ファイバ網（ＦＴ ＴＨ）の環境整備は重要と考えます。 一方、光ファイバ網の整備には、本島と島を結ぶ 海底光ケーブルの敷設が必要となることから、整備 費用や長期的な保守費用など、その負担のあり方も 含めて、より効果的な事業スキームを検討する必要 があると考えております。 このため、県では、通信技術の進展を踏まえなが ら、引き続き、国や地元市、民間通信事業者等と意 見交換し、連携を密にしながら整備に向けて取り組 んでまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			体的なスケジュールを示す必要がある。久高島、津堅島においても他の離島と同様に生活を営む沖縄県民がいる。沖縄県知事においては「誰一人取り残さない優しい社会の実現」を訴えおり、交通条件や自然的・経済的条件が厳しい離島（辺地）については、是非とも沖縄県による事業化に向けた取り組みが必要である。	
南17	報得川の早期整備について	報得川の世名城橋から赤田橋までの区間を早期に整備していただきたい。	現在、報得川の河川改修事業が進められているが、八重瀬町における区画整理事業に伴い住宅開発が進み、市街地が拡大している状況の中、近年の異常気象による集中豪雨や台風等で洪水被害が発生し、河川沿いにある東風平中学校への浸水によって生徒・教職員の生命が脅かされる等、極めて危機的状況であり、また道路の冠水及び作物被害も頻繁にでていることや、事業の進捗により、要請区間に取り付く支線排水路（町管理）の新規改修事業が採択出来ない状況のため、早急な整備が必要である。	報得川の世名城橋付近から上流約2.5キロメートルの事業区間については、これまでに世名城橋付近から座名地橋付近の400メートルの用地取得が完了し、令和5年度から世名城橋下流側の護岸工事に着手しており、順次、整備を進めているところであります。 また、座名地橋から赤田橋までの区間について、詳細設計が完了しております。 引き続き、早期整備に向けて取り組んでまいります。
南18	成年後見制度利用支援事業について	成年後見制度利用支援事業について、沖縄県独自の市町村への財政支援をしていただきたい。	成年後見制度利用支援事業は、市町村によって事業実施の有無や実施内容にばらつきがあるため、住所の異動に伴い後見人等への報酬が助成できないという状況が生じている。また、南風原町には精神科病院が4施設あり、精神障がい者の特性上、身上監護等の支援を必要とする方が多いなか、親族からの支援が乏しく、成年後見制度の利用相談が増えている現状がある。その要支援者の住所が病院の住所になっているという事例があり、精神科病院のある市	障害者分野における成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施されています。当該事業については、「地方財政措置についての各府省への申入れ」において、総務省から厚生労働省に対し所要の国費を確保するよう申入れがなされるなど、地方負担の軽減に係る取組が検討されているところであり、県としても十分な財政措置が図られるよう、九州各県

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			町村では、報酬助成の負担がより多く生じる。成年後見制度利用支援事業は、国の補助金があるが、市町村負担もあるため、今後利用が増えていくと財政的に負担である。国も成年後見制度利用を推進しており、支援環境を整えるためには、どこの市町村でも同じような内容で利用できる体制と市町村負担の不公平感を改善するため、沖縄県独自の財政支援が必要である。	障害保健福祉主管課長会議を通し要望しているところです。 高齢者分野における成年後見制度利用支援事業は、介護保険法に基づく地域支援事業の市町村任意事業として実施されており、令和5年度は28市町村において低所得の高齢者の成年後見制度利用に係る助成等が実施されています。 県としましては、権利擁護支援を必要とする高齢者に適切に支援が行われるよう、関係機関による圏域別協議会や各種研修会の開催等により市町村の取組を促進してまいります。
南 19	マリンタウン東浜水路の浚渫について	水路近隣住民の生活環境改善と与那原町の観光振興のため、早急に水路の浚渫をしていただきたい。	与那原町では、平成30年2月に与那原町観光実施計画を策定しており、「大綱曳」、「水路」、「MICE」を優先的に取組むべき3つの重点事項として位置づけ、その推進を図っている。また、中城湾港マリンタウンプロジェクトにより整備された与那原マリーナや埋め立てにより創設した東浜水路を本町の新たな観光資源として様々な施策を推進している。加えて、沖縄県・西原町・与那原町において策定したマリンタウンMICEエリアデザインコンセプトにおいては、与那原マリーナや東浜水路などをブルーパスと位置づけ、海洋リゾートの拠点や水辺のリゾート回廊空間の創出として計画している。さらに、令和4年8月には、沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画も公表され、沖縄県と	与那原町、西原町及び沖縄県の三者は、これまで、水路のより良い環境保持等を目的に、マリンタウン内水路保全・利活用推進協議会を開催し、水路内の水質浄化に向けて協議を行っております。 当該水路の浚渫については、同協議会において情報共有を図り、要因除去に対する措置及び役割分担等について、引き続き協議を続けていきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			連携を図りながら大型M I C E施設を中心とした魅力ある周辺環境整備に取り組んでいる。しかしながら、現在の水路は、土砂やヘドロが堆積しており、干潮時には悪臭の発生要因となるため、観光資源として十分に活用できない状況であるとともに、近隣住民の生活へも悪影響を及ぼしている。本町においても水路の水質改善のため、下水道接続助成金制度を創設し下水道の普及に鋭意取り組んでいるが、その問題を根本的に解決するためには、水路の浚渫は必要不可欠であると考えている。ついては、本町の観光振興と水路近隣住民の生活環境改善及びM I C Eエリアの観光客受入環境改善のため、早急に水路の浚渫を実施する必要がある。	
南 20	海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について	脱炭素社会の実現に向け、大規模取水設備及び海洋温度差発電設備を整備していただきたい。	2050年度脱炭素社会の実現を目指す沖縄県は、クリーンエネルギーの導入拡大を推進している。しかしながら、昨今の二酸化炭素などの温室効果ガス増加に伴う気候変動は、気候に関する記録が相次いで塗り替えられるなど、地球温暖化の影響がいかに深刻かつ広範囲に及んでいるかが浮き彫りとなっている。このような中、沖縄県が掲げる2030年度の再生可能エネルギー電源比率の挑戦的な目標26%を達成するためには、世界に先駆けて海洋温度差発電の実証に成功した海洋再生可能エネルギーの開発・実用化促進が必要不可欠である。そのため、エネルギーの低炭素化、自立分散化、地産地消化に向け、大規	久米島町が事業主体として取り組んでいる海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であると認識しております。 このため、町が主催する「プロジェクト推進会議」に県から関係部局職員を派遣し、町の計画に対する意見交換を重ねてまいりました。 令和5年12月、県は企画部を中心とする関係部局で、町から防衛省の補助金を活用した全体計画概要版の説明を受けました。 計画内容には、一部解決すべき課題があり、現在、町が課題の整理を行っているところです

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			模取水設備及び海洋温度差発電設備の整備が必要である。	県としましては、引き続き、様々な観点から意見交換を行うなど、技術的な支援を行ってまいります。 なお、令和6年度につきましても、久米島町等が行う海洋温度差発電実証試験で用いた深層水の多段利用実証研究に対し、海洋深層水研究所で取水した深層水の分水や、海洋温度差発電実証試験設備の行政財産使用許可をするなどにより支援を行っているところであります。
南21	渡嘉敷診療所の災害時の環境整備について	渡嘉敷診療所へ非常用発電機を確保していただきたい。	渡嘉敷診療所では、非常用発電機がないため、台風の災害時には役場の一室を借りて急患対応を行っている。また、薬品等も同様に役場の冷蔵庫で一時的に保管している状況である。こうした状況から、現在、こども医療センターで非常用発電機を購入する予定があるが、最低限の電力供給を想定しているため、災害時の停電等に備え、環境の整った診療所内で医療行為が行えるよう、長時間対応可能な非常用発電機の確保が必要である。	令和5年度の台風6号襲来時に燃料不足により診療所の発電機が停止したことを踏まえ、発電能力の高い機種へ更新するとともに台風接近時でも操作できるよう診療所入口近くの屋外で雨風をしのげる場所に発電機を設置しました。 また台風接近時には発電機燃料を備蓄し、長時間稼働に対応することとしております。 県としましては、引き続き地元自治体と協力しながら、離島医療に取り組んでまいります。
南22	駐在所の設置について	阿嘉・慶留間地域に駐在所を設置していただきたい。	座間味村は平成26年3月に「慶良間諸島国立公園」の指定を受け、平成27年から4年連続で年間約10万人の観光客が訪れるようになり、観光産業は村の活性化に大きく寄与しているが、治安上の不安も増大し、夏季の繁忙期には応援の警察官の派遣で対応している。現状での駐在所は座間味島にだけ設置されているため、阿嘉島・慶留間島において各種事	県警察においては、限られた体制を効果的・効率的に運用し、良好な治安を確保するため、これまでも統廃合を含め、交番や駐在所の適正配置に努めているところであります。 交番や駐在所を新設するに当たっては、既存の警察施設の位置、管内人口の変動、治安情勢などを踏まえて総合的に検討しています。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			案が発生した場合、座間味島駐在の警察官が船で島渡りをしなければならない。また、荒天や夜間の場合に対応ができないこともあり、阿嘉島・慶留間島の住民からは警察官の常駐について強い要望があるほか、近年の新型コロナウイルス感染症の緩和により、急激に観光客が増加していることから、安心・安全な村づくりのため、阿嘉・慶留間地域に駐在所を設置する必要がある。また、当該要望事項に対する県の措置状況において座間味村と調整を進めているとあるが、今後の計画について具体的な対策を示す必要がある。	離島における警察施設の設置を検討するに当たっては、離島の特殊性を踏まえ、地元住民の設置の要望や治安上の不安等について、確実に把握することが重要と考えています。 阿嘉・慶留間地区について、座間味村の御要望も伺いながら、上記の観点から総合的に検討した結果、現時点では、駐在所を設置して警察官を常駐させる段階にはないと判断し、その旨を座間味村長に御説明し、一定の御理解を得ております。 他方、来島者が増加する夏季には、これまで同様、警察官を応援派遣して、移動交番車等によるパトロール等を実施する必要があると考えているところ、派遣される警察官の活動拠点となる施設の在り方について、座間味村と調整を続けてまいります。 併せて、平素から同地区に警察官がより速やかに臨場できるようにするための移動手段の確立など、年間を通じた島民の安全安心につながる取組を座間味村と調整しながら進めてまいります。
南23	県道185号線（栗国港線）の改修について	県道185号線（栗国港線）の港湾進入路の拡幅整備を早期に実施していただきたい。	港湾進入路が狭小であり、公共工事等で使用される大型車両の通行に支障をきたしている。港から村内へ進入する唯一のルートであることから早期に改修する必要がある。	栗国港線港湾進入路の拡幅（交差点の隅切り）については、令和2年度に設計を完了し令和3年度より用地取得に着手しております。今後とも村の協力を得ながら整備に取り組んでいきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
南 24	渡名喜漁港の整備について	渡名喜漁港内にある漁船補修作業施設を修繕していただきたい。	令和5年8月に襲来した台風6号により渡名喜漁港内にある漁船補修作業施設の屋根の一部が破損し、漁船の補修及び修繕に支障が生じている。そのため、漁船の安全な操業と維持管理を図るため、早急に修繕する必要がある。	当該施設については、県単独の災害復旧事業費により、令和6年12月24日に復旧工事が完了し、供用を開始しております。
南 25	南大東村港湾整備について	南大東港亀池地区漁船溜まり場の整備拡張をしていただきたい。	南大東村においては、南大東漁港の整備に伴い、担い手及び新規漁業者の増、漁船の大型化が図られ、産業の少ない離島村において水産業の発展が大きく期待されている。しかしながら、ソデイカ漁の最盛期である11月から4月までの間、冬季季節風の波浪により南大東港からの漁への出入港ができない大変厳しい状況にある。現状においても11月から4月までの間は、南大東港亀池地区の漁船溜まり場を使用して出漁しているが、漁業者の増や漁船の大型化により湾内を含め漁船溜まり場が狭隘な状況にある。以上のことから、年間を通して操業できることが水産業の発展につながるため、南大東漁港の使用と共に利用できる南大東港の反対側の南大東港亀池地区の漁船溜まり場を整備拡張する必要がある。	南大東港亀池地区の小船溜まりの整備については、漁港や港湾の利用状況、海象条件等の調査を踏まえて検討していきたいと考えております。
南 26	北大東港船溜まり場の整備について	北大東港北地区に小型船舶用の船溜まり場を整備していただきたい。	北大東村には、3地区に港はあるものの、自然の入り江がなく島の特性上、荷役作業に必要な静穏性を確保することが容易でない。また、漁港の開港により漁師の操業に係る条件は格段に改善されたが、観光客やスキューバダイビング等に対する遊漁船案内など、島の周囲海域にある豊かな資源を活用した新産業の創出や水産業の振興発展のため、現在の漁	北大東港北地区の小船溜まりの更なる整備については、漁港や港湾の利用状況等の調査を踏まえて、整備の必要性について検討していきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			港とは反対側に位置する北大東港北地区に、漁業の操業に係る条件を補完し、地域の実情に見合う安定したサービス提供を行うため、小型船舶を対象とした船溜まり場の整備が必要である。	

Ⅱ 各地区提出要望事項

4 宮古地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
宮 1	離島における石油製品価格低減への支援について	沖縄本島に比べて割高である離島の石油製品価格（ガソリン価格）低減のため、県による「石油製品輸送等補助事業」の拡充を行っていただくとともに、持続的な支援が可能となる制度の創設等を国に働きかけていただきたい。	離島における石油製品価格（ガソリン価格）は、沖縄県が実施した調査結果にも示されるとおり、仕入れ価格差や粗利の差によって沖縄本島よりも割高な状況にあり、県においては、石油価格調整税を財源とする「石油製品輸送等補助事業」を実施し、離島の石油製品価格の低減に取り組んでいる。一方で、離島の給油事業者においては、給油所の維持・管理に伴う資機材の購入や法定検査費用等、輸送費以外にも給油所の運営に必要な経費について、離島特有の割高コストの影響が生じている現状にある。また、離島の移動・輸送コストが割高となるのは、遠隔性等の地理的条件がもたらす構造的な課題であり、石油製品の価格低減については、時限的な措置ではなく、持続的な取組が必要である。については、離島住民の安定した生活の確保及び離島産業の継続的な発展のため、「石油製品輸送等補助事業」の補助対象となっていない必要資機材の購入や法定検査費用等の固定費等についても対象とするなど、事業のさらなる拡充を行っていただくとともに、持続的な支援が可能となる制度の創設等を国に働きかけていただく必要がある。	給油所等の維持・管理に必要な各種法定検査や施設の補修、備品の購入等に係る費用については、令和7年度から、小規模離島を先行して新たに補助することとしており、その実施に向けて取り組んでいるところです。 また、「石油製品輸送等補助事業」の前提となる揮発油税等の軽減措置については、国政与党が示した令和6年度税制改正大綱において「本措置の趣旨、地球温暖化対策の観点、県内離島のガソリン価格への対応及び『強い沖縄経済』の実現に向けた沖縄振興策との関係などを踏まえ、そのあり方について検討する。」と記載されており、国においても県内離島のガソリン価格を課題として捉えております。 県としましては、次回税制改正に向けて、国とも連携を図りながら、離島における石油製品価格の低減に向け、補助制度の在り方を含め検討してまいりたいと考えております。
宮 2	宮古空港の機能強化について	宮古空港において駐機スポット及び平行誘導路の設置等の機能強化に向けて	宮古島市では平成27年1月の伊良部大橋開通以降、コロナ禍による一時的な減少を除き、入域観光客数は増加しており、それに伴い空の玄関口である宮古空港では、空港開設当初の想定旅客需要を大幅に上回り、航空機の大型化や就航便数が増加してい	平行誘導路の設置や駐機場及び貨物地区の拡張については、航空会社の意向等を踏まえ、検討していきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		取り組んでいただきたい。	る現状にある。一方で、同空港には平行誘導路が設置されていないことに加え、駐機スポットが5箇所と少ないことから、離発着便が重なる時間帯は、航空機が乗客を乗せたまま長時間待機する事態も発生しており、市民及び観光客の利便性や満足度に影響を及ぼすとともに、離発着便の数を制限しなければならない状況にある。また、発着便数や旅客数の増加に併せて、輸送貨物量も大幅に増加していることから、現在の貨物取扱施設では保管スペースが不足する状況が生じており、入出荷作業に支障をきたしている。ついては、増え続ける旅客数や輸送貨物に対応するため、平行誘導路の設置、駐機スポットの増設及び貨物取扱施設の拡張など宮古空港の機能強化へ向けて取り組んでいただく必要がある。	
宮 3	与那覇前浜海岸の浸食対策について	沖縄県管理である与那覇前浜海岸の浸食に対して早急に対策を講じていただきたい。	与那覇前浜海岸は、台風時の高波等の影響により大きく浸食されており、流された砂は戻ることも無く、年々、砂浜が減少している。また、浸食は背後地にもおよび、遊歩道が一部崩落している危険な状況にある。県においては、海岸浸食に関する周辺海域の調査を行っているが、浸食を防止する工事等の保全対策を講じなければ更に浸食が進み、宮古島市の代表的な観光資源である美しい砂浜の景観だけでなく、安全面も損なわれる懸念がある。ついては、引き続き海岸浸食の原因究明を行っていただき、浸食を防止する工事等の保全対策を早急に講じていただく必要がある。	宮古島市前浜海岸は、台風等の影響により背後地の侵食が続いていることから、周辺海域の調査等を踏まえ、海浜背後地の整形などの応急対策工事を実施したところです。 県としましては、応急対策工事の効果を見定めながら、国や宮古島市等の関係機関と連携して、今後の対応を検討してまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
宮 4	医師・看護師等の安定的な確保について	離島・過疎地域における医師・看護師等の確保により、安心して医療を受けられる体制の強化を図っていただきたい。	離島・過疎地域における医師及び医療従事者の不足は年々厳しさを増しており深刻な状況となっている。県立宮古病院においても、医療従事者の配置が逼迫しているとして、令和5年10月より一部の病床を休止し診療制限が行われている。については、離島住民が安心して医療を受けられるよう、医師・看護師等の医療従事者の安定した確保について支援をいただく必要がある。	県では、医療従事者の人材確保、特に離島における地域偏在の課題解決に向け、取り組んでおります。 医師については、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成等に取り組んでおり、看護職員については、看護師養成所の運営費補助や、離島の看護職員確保のため医療機関への補助事業等を実施しております。
宮 5	離島に住む癌患者の医療にかかる負担軽減について	離島に住む癌患者の負担軽減を図るため、専門医の常駐や無菌室の設置など医療環境の整備を行っていただきたい。	宮古島市は離島であることから医療体制が脆弱な状況にあり、特定の疾患を有する方は、治療・通院のため島外への移動を余儀なくされ、経済的に多大な負担を強いられている。特に血液癌患者については、抵抗力が弱く、慢性的に貧血な状態にあり、治療のための島外への渡航は、精神的・体力的にも大きな負担となっている。については、離島に住む癌患者の負担軽減を図り、島内で安心して必要とする医療が受けられるよう、血液専門医・腫瘍内科医の常駐、無菌室の設置及び放射線治療等の環境を整備していただく必要がある。	離島及びへき地において、専門的治療や標準治療を提供できない血液腫瘍等のがんについては、がん診療連携拠点病院との連携と役割分担により対応できる体制を整えることとしております。 治療内容によっては本島の専門医療機関へ紹介となることがあり、県はその際の渡航費等に対する補助事業を実施しています。 県としましては、地域がん診療病院の意向等も踏まえながら、がん医療提供体制の整備に努めてまいります。
宮 6	農林水産物流通条件不利性解消事業における輸送単価の見直しについて	農林水産物流通条件不利性解消事業における航空輸送単価を令和3年度までの制度単価である115円へと見直	農林水産物流通条件不利性解消事業の実施については、船舶輸送を基本とするコールドチェーン体制の構築が不可欠であることから、宮古島市では現在構築に向けて実証事業に取り組んでいるものの、体制の構築実現は最短で令和7年度になると見込んでいる。一方で、コールドチェーン体制の構築が無いまま船舶への輸送へと転換した場合、ゴーヤ等の品	コールドチェーンの構築や出荷団体の集約化に未だ時間がかかるため、令和7年度からのおきなわ農林水産物県外出荷促進事業では、コールドチェーン構築等の流通環境整備への支援を拡充するとともに、航空と船舶の2つの補助基準額を設け、引き続き、農林水産物等の域外出荷に係る輸送費の補助をしてまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		していただきたい。	目については輸送日数が増加してしまう関係から、品質の低下・劣化が懸念され、ひいては拠点産地としての信頼低下に繋がることを危惧している。については、コールドチェーン体制が構築されるまでの間、航空輸送単価を令和3年度までの航空輸送単価と同額の115円へと見直していただく必要がある。	
宮 7	産業廃棄物の処理にかかる輸送費への補助について	島外での処理が必要なため、沖縄本島地域と比較して割高になっている離島の産業廃棄物処理について、輸送費補助等の支援をしていただきたい。	産業廃棄物については、適正処理のため分類別に特定事業者による処理が必要となるが、宮古島市内での民間の廃棄物処理業者は限られており、また離島という地理的事情により陸路で近隣市町村の処理事業者へ搬出することも出来ないことから、使用済タイヤ等は島外の事業者へ海上輸送にて搬出し、処理を行わなければならない状況にある。県においては、実態調査や排出事業者に対して指導等を行っているが、沖縄本島など島外へ海上輸送での産業廃棄物処理は、陸路による搬出での処理と比較して割高となるため、沖縄本島地域より離島の排出者の負担は非常に高額となっている。については、離島ならではの地理的不利性の解消を図るとともに、廃棄物の適正処理により不法投棄を防止し、美しい島の環境を保全するため、島内で処理が出来ない産業廃棄物に対して海上輸送費の補助を行う等の支援をしていただく必要がある。	事業活動に伴って生じた産業廃棄物については、廃棄物処理法第3条の規定に基づき、排出事業者が自らの責任において適切に処理する必要があります。 そのため、県では、平成29年度から令和3年度にかけて「離島廃棄物適正処理促進事業」において、離島市町村から輸送費低減の要望があった処理が困難な廃棄物について、輸送コスト低減の可能性がある廃棄物処理業者の情報をとりまとめ、離島市町村に提供するとともに、産業廃棄物と一般廃棄物をあわせて処理する「あわせ処理」に係る実証試験において処理コストの低減が確認できたことから、県においては、「あわせ処理」を離島市町村に推進しているところだ。 また、離島における産業廃棄物の適正処理に資するため、産業廃棄物税を活用した「沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業費補助金」において、令和4年度より、離島における産業廃棄物の施設設備の整備を行う事業を補助対象事業に追加したところだ。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				今後も離島における廃棄物の適正処理の推進に向けて取り組んでまいります。
宮 8	宮古広域公園の早期整備について	宮古広域公園の早期整備に向け、引き続き取り組みを強化していただきたい。	宮古地区は、県内で唯一県営広域公園が整備されていないことから、多くの市民等から長年同公園の整備が望まれてきた。県においては、「海と浜辺を生かした広域公園」として前浜地区に宮古広域公園の整備が決定し、令和2年7月には宮古広域都市計画公園事業の事業認可を受けたことから、事業の着実な推進と実現に大いに期待しているところである。については、民間の創意工夫及び運営能力の積極的な活用も検討しながら、早期整備の実現に向け、引き続き取り組みを強化していただく必要がある。	宮古広域公園は、現在、用地取得及び物件補償を進めているとともに、施設の整備運営に民間資金等を活用する事業手法の検討を進めております。 引き続き、宮古島市と連携しながら早期整備に向けて取り組んでまいります。
宮 9	離島における船員不足の解消と宮古島市の県立高等学校学生寮の建設について	離島県として、子供達が海に関わる職業を志すよう、船員職業の認知度向上につながる取り組みを推進していただくとともに、定員割れが生じている宮古総合実業高等学校海洋学科入学人数の増加を図るため県立高	離島である宮古島市においては全貨物取扱量のうち98パーセント以上を海運に依存しているが、少子高齢化の進行等により、県内航路事業者の船員の減少傾向が懸念されている。今後、船員不足による船舶の運行スケジュールの乱れや離島への物資の輸送遅延、輸送容量の制約や運航コストの増加等により、日常生活への影響や離島住民・事業者へさらなる経済的負担が生じる可能性がある。また、宮古島市には宮古総合実業高等学校海洋学科があるが、学生寮がないため、入学者が島内から通学可能な生徒に限られていることもあり、毎年定員割れが生じている状況にある。については、離島県として子供達が海に関わる職業を志すよう、船員職業の認知度向上につながる取り組みを推進していただくとともに、	島しょ県である沖縄において、旅客や貨物の輸送など海上交通は必要不可欠であることから海運を支える船員の確保・育成は重要であると認識しております。 このため、県においては船員確保に向け高校生への就業体験を実施するとともに、船員の質の向上を図るための研修費用や海技免許取得等の支援を行っております。 県としましては、今後とも船舶運航事業者や関係機関と連携し、船員の確保・育成に努めてまいります。 県立学校の寄宿舎の設置については、学校を設置する際、学校設立の目的や通学範囲などを検討する

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		等学校の学生寮を建設していただきたい。	県内で2校しかない水産・海洋に関わる高等学校のうち、定員割れが生じている宮古総合実業高等学校海洋学科入学者数の増加を図るため、県立高等学校の学生寮を建設していただく必要がある。	中で、寄宿舍の必要性についても検討されます。一つの設置目的としては、自宅通学が不便な生徒の生活の場を提供するということがあります。 宮古島の高等学校においては、宮古地域からの進学を想定しており、島内や橋でつながる周辺離島からの入学者が多数を占めることから、寄宿舍を設置しておりません。 新たな寄宿舍の設置については、ニーズ等も含めて様々な観点から慎重に検討する必要があると考えております。
宮 10	離島の道路橋りょうの維持・保全について	県道平良城辺線（平良西里地区）の市道移管と併せた市道来間大橋線の県道移管について、早期実現に向けて取り組みを強化していただきたい。	宮古島と来間島を結ぶ来間大橋は、延長1,690mと日本で一番長い農道橋として県が整備した後、来間大橋線として市道認定され、離島の産業振興と定住環境を支えるインフラとして重要な機能と役割を果たしている。一方で、平成7年3月の開通から28年が経過していることもあり、今後の維持・保全に向けては大規模な改修が必要であると見込まれているが、延長が長く、大型な道路橋りょうについては、財政基盤の面および技術的専門性の面から、市町村レベルでの対応は困難な状況にある。については、沖縄振興計画においても「離島の道路橋りょうについては、地域特性に応じた整備と計画的な維持管理、補修、補強及び更新に取り組む」と示されていることから、県道平良城辺線（平良西里地区）の市道移管と併せた市道来間大橋線の県道移管について、早	市道来間大橋線における来間大橋は、宮古島市において道路メンテナンス事業を実施しており、県としましては、技術的な面で協力及び助言等を引き続き、行ってまいります。 県管理道路及び市管理道路の移管については、連携して検討してまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			期実現に向けて取り組みを強化していただく必要がある。	
宮 11	若者の定住促進に資する環境整備について	地域特性に応じた住居環境の形成および定住促進住宅の整備等への支援を行っていただきたい。	宮古島市では、伊良部大橋の開通、下地島空港旅客ターミナルの供用開始、集客力の高いホテルの建設等によって入域観光客が大幅に増加しており、観光産業の活性化等に起因して人口も増加している。一方で、人口増加を背景に、アパートなど民間賃貸住宅の建設も増えており、その多くは市町村合併前の旧平良市に集中し、少子高齢化が進行している旧町村地域では民間投資による賃貸住宅の整備は進んでいない現状である。そのため、公共により空き家の活用や定住促進住宅を整備する等、若者が旧町村地域へ移住し、住み続けていける環境の整備が必要である。については、地域特性に応じた定住化等に向け、県営住宅の新たな整備や、魅力ある居住環境の形成および定住促進住宅の整備等への支援を行っていただく必要がある。	県では、市町村域を超えた広域的な需要や地域バランスを考慮した公営住宅の供給を行っており、過疎地域等における定住促進を図るための公営住宅及び定住促進住宅の整備については、住民生活に身近であることから、地域実情に精通した市町村が主体となり進める必要があるものと考えております。 市町村における公営住宅の整備等については、引き続き意見交換を行うとともに、予算の配分などその支援に努めてまいります。 小規模離島や過疎地域にあつては、住宅不足のため、移住者等の受け入れが進んでいない地域があると認識しています。これまで市町村で行われてきた移住定住住宅整備の取組について、県では、過疎対策事業債等、財政的にも有利な支援制度の活用にかかる技術的な支援を行ってきたところです。 令和6年度は、令和6年5月30日に実施した移住受入協議会において移住定住に係る住居確保に向けた先進事例調査の結果を共有し、令和7年1月21日に開催した中間支援組織向け研修において、空き家に関連する法定の勉強会を開催するなど、市町村の移住者向けの住宅確保の技術的な支援を行ってまいりました。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				県としましては、今後も、県内市町村の空き家の状況について情報を収集し、市町村の移住者向けの住宅不足の実態の把握に努めるとともに、移住者向けの住宅の確保について主体的に取り組んでまいります。
宮 12	宮古空港横断トンネル整備について	宮古空港周辺においては、今後も人流・物流の増大が予想されることから、交通ネットワークの機能向上に向け宮古空港横断トンネルの早期整備に取り組んでいただきたい。	これまでコロナ禍の影響により減少していた宮古空港の利用者数は、収束に伴い令和5年には170万人余とコロナ禍前と同水準まで回復しており、今後も増加していくことが想定される。特に空港東側においては、スポーツ観光交流拠点施設と大規模集客施設が隣接しており、近隣地区では宿泊施設が増加していること、並びに千代田地区においては自衛隊駐屯地があることで人流・物流が大幅に増加している。加えて空港西側では令和3年1月に開庁した宮古島市役所総合庁舎周辺一帯では、朝夕の通通勤時間帯において交通渋滞が発生するなど市民生活に影響が出ており、港から総合庁舎及び空港を結ぶ軸となる高効率のアクセス道路の整備が課題となっている。これらを鑑み、宮古島市においては、空港横断トンネルの早期実現に向け平成28年11月に「整備促進期成会」が発足し、県へ要請活動を実施するなど、その必要性は多くの離島住民が感じているところである。ついては、交通ネットワークの機能向上に向け、宮古空港横断トンネルの早期整備に取り組んでいただく必要がある。	宮古島市から要請のあるトンネルの整備については、宮古空港北側の県道平良新里線から南側の県道高野西里線を結ぶ、空港を地下で横断する区間を想定しているものと認識しております。 当該トンネルについては、県道平良城辺線などの4車線道路の利用状況を踏まえ、道路ネットワークとしての必要性や、航空機の安全運行への影響、技術的課題、費用対効果などを検証する必要があることから、今後の検討課題と考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
宮 13	離島における乳幼児健診の体制について	離島での乳幼児健診における小児科医師派遣について、継続した協力をいただきたい。	乳幼児健診は、母子保健サービスの基本であり、疾病の早期発見、早期治療、育児支援等のために重要なものであるが、実施には小児科医師及び専門職を配置することが必要不可欠である。宮古島市でも医師の確保に努めているが、離島における地理的事情等も相まって確保は困難な状況であり、県立宮古病院の小児科医師の協力が欠かせない現状にある。については、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療、育児支援等のためにも、今後も県立宮古病院の小児科医師の乳幼児健診への派遣について継続した協力をしていただく必要がある。	乳幼児健康診査は、疾病の早期発見、早期治療、育児支援等、こどもの健やかな発育のために重要な役割を果たしており、市町村の責務として実施されています。 県内における乳幼児健診は、多くの市町村が公益社団法人沖縄県小児保健協会と委託契約を行っており、同協会において健診に携わる小児科医師等、専門人材の確保を行っているところです。 令和7年度においても、健診が継続実施できるよう、同協会及び宮古島市において地元医師や本島の医師の派遣継続について調整していると伺っております。
宮 14	多良間港（前泊地区）公園整備について	村民及び観光客等の憩いの場として多良間港（前泊地区）公園の整備をしていただきたい。	美しい海浜景観の保全など持続可能な観光地づくりに向けて、自然環境と住民生活の安らげる場づくりに取り組む必要があることから、モクマオウなどの雑木が生い茂り、荒れ放題となっている多良間港（前泊地区）の景観整備が必要である。については、村民及び観光客等の憩いの場として公園整備をしていただく必要がある。	多良間港（前泊地区）においては、権限移譲交付金を活用し、多良間村により繁茂するモクマオウ等の除去を令和6年度に実施いただいております。 施設整備については、既存の港湾施設の利用状況等を踏まえ、多良間村と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたいと考えております。

Ⅱ 各地区提出要望事項

5 八重山地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
八 1	G I G Aスクール構想における補助制度の拡充及び環境整備に係る財政的支援について	G I G Aスクール構想の推進にあたっては、地域格差を生じさせないための補助制度の導入や財政措置を拡充していただきたい。	G I G Aスクール構想において、円滑かつ強力に推進していくために必要な財政措置を講じていただきたい。ネット利用にあたり地域格差を生じさせないため、各圏域への大容量通信環境の整備及びS I N E T接続にあたり要する費用について補助制度を導入していただきたい。また、学校I C T支援員の安定的な配置、今後導入されるクラウドサービス活用学習者用デジタル教科書などを想定した超高速インターネット利用環境を効果的に実現・維持できるような財政措置の拡充のほか、ネット回線使用料等を含め、本構想の効果的な運用に関する経費及び整備した端末の更新においても、補助制度を導入していただきたい。加えて、休校となった学校が再開される場合における校内L A N構築に関する費用についても、補助制度を導入する必要がある。	G I G Aスクール構想の推進においては、令和2年度に国庫補助金等の活用により、1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワークの一体的整備が進められ、今後はその維持・更新が主な課題となっております。 これらについては、全国的な課題となっており、地域格差を生じさせないことが重要であることから、県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通して国に継続的な支援を要望しており、今後も引き続き要望していきたいと考えております。 なお、端末の更新については、令和6年1月に文部科学省から公立学校情報機器整備事業費補助金の交付要綱等が示されたところであり、令和6年度から10年度までの5年間で当該補助金を活用して、端末等の更新が推進されるものと考えております。
八 2	旧八重山病院跡地の利活用について	旧八重山病院跡地については、広く県民、八重山郡民の利益享受を優先とし、公共性の高い利活用をしていただきたい。	平成30年10月に沖縄県立八重山病院が新築移転したことに伴う旧八重山病院跡地の利活用については、貴県ホームページ及び報道等によると、「県立八重山病院職員宿舎整備に係る基本構想策定業務」において、当該跡地を計画予定地として想定しているとのことである。当該跡地は、路線バスの運行地域であることから、島内北部・西部地域住民や、八重山圏域離島住民の交通利便性も高く、その利活用のあり方については八重山郡民の期待も大きい。本圏域の高齢者人口や要介護認定者数の増加により、	旧県立八重山病院跡地の利活用については、これまで石垣市議会等から要請を受けており、病院事業局としては、石垣市をはじめ地元の意向も確認しながら、慎重に検討を進めているところであります。 一方、地域の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、人材確保に欠かせない住環境の確保・整備は重要であると考えていることから、地元の理解と協力を得ながら、職員宿舎整備を進めて行きたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			介護サービス等の需要増加が見込まれる中で、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、八重山圏域の医療・福祉サービスの充実について、「誰もが安心して暮らし、活動できる生活環境の形成に向けては、福祉サービス等の基盤及び活動拠点の計画的な整備を推進し、総合的・一体的な保健・福祉サービスの充実に取り組む」とされている。また、当該跡地は県有地であり、県民共有の資産であることから、広く県民・八重山郡民の利益享受を優先することが望まれることから、当該跡地の利活用にあたっては、本圏域の高齢者福祉医療政策の根幹を担う、公共性の高い医療機関等の整備のために利活用する必要がある。	病院事業局では、旧八重山病院跡地に職員宿舎を整備する方針のもと、測量調査を進めているところですが、職員宿舎は跡地の一部を使用し整備することから、余剰地が発生します。 病院事業局としましては、余剰地について地域の医療体制に配慮した利活用ができるよう取り組んでまいります。
八 3	離島児童生徒への派遣費助成について	離島市町村の児童生徒の派遣に対し、経済的負担が沖縄本島の児童生徒と公平になるよう、将来にわたって継続する助成制度を設けていただきたい。	石垣市では児童生徒が沖縄県内外の大会に参加する際に、一括交付金を活用し、航空運賃等の助成をおこなっている。また個人参加や楽器等の輸送費も助成対象とし、児童生徒及び保護者の負担軽減を図っており、必要不可欠な制度となっているが、一括交付金は期限付きの制度である。県外派遣に加え、沖縄本島で開催される県大会等についても児童生徒及び保護者は、航空運賃・宿泊費・食費・移動費等経費は高額となり負担が大きい。トーナメントを勝ち進み、1人で複数回渡航が必要な場合もあり、さらに負担が増える現状もある。比べて沖縄本島の家庭においては経費負担は少ない。離島の交通・生活コストの低減ならびに地理的要因によって、島外の	県教育委員会としましては、離島から本島での県大会や九州大会及び全国大会に参加する生徒に対し、県中体連、県高体連、県特体連、県中文連、県高文連を通して派遣費を助成しており、令和元年度からは離島から本島への派遣費を増額しております。 部活動派遣費支援の充実を図るため、新たな取組として、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施したところであります。 県教育委員会では、経済的事情により、子どもたちの可能性がせばめられることがあってはならないと考えており、今後とも、派遣費の補助を継続し、

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			児童生徒との交流をもち、体験することが損なわれないよう、教育機会の拡充を図ることは県の「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げられていることから、このような離島の不利性の克服に対しては、本市のみならず県内離島市町村すべての共通課題であることから、県が主体となり、将来に渡り継続する助成制度の創設を図る必要がある。	離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。
八 四	市内空港・港湾施設の早期の機能強化について	空港・港湾施設の機能強化に向けた調査の実施等、早急な予算措置を講じるよう国に働きかけていただきたい。	新石垣空港が平成25年に開港したことで、開港前年の年間乗降客数である約162万人から増加の一途をたどり、令和元年は約260万人まで増加し、貨物取扱量も同様の増加傾向である。これは、新空港整備における計画段階の将来予測を上回っている。新石垣空港への乗降客数は今後も更なる増加が見込まれることから、新石垣空港の機能を拡充し、受け入れ態勢を充実させることで、沖縄県が掲げる観光客数1,200万人目標へ貢献することが可能になると考える。また、観光客の受入態勢拡充や本市経済振興の観点に加え、万一有事等の事態が生じた場合の住民の生命・身体・財産の十全な保護、特に新石垣空港の滑走路の延長やエプロン拡充など、空港・港湾施設の機能強化に向けた調査の実施等、早急な予算措置を講じる必要がある。	新石垣空港における滑走路の延長や駐機場の拡張等の空港施設の機能強化に向けた調査の実施等については、航空会社の意向等を踏まえ、検討していきたいと考えております。 石垣港における港湾施設の機能強化については、港湾管理者である石垣市が策定した「石垣港港湾計画（令和6年6月）」を踏まえ取り組まれるものと考えており、県としても必要に応じ連携していきたいと考えております。
八 五	狩猟者研修センター（射撃場）	県内に射撃場や狩猟者研修センター等の施設がないため、建	石垣市は、基幹産業のサトウキビをはじめ、パイナップルや野菜などの生産が盛んであるが、年々有害鳥獣による農作物被害が深刻となっている。被害を防止するため、有害駆除実施隊に有害鳥獣の駆除	農作物等へ被害を及ぼす鳥獣を捕獲するため、その担い手である狩猟者の技能向上は重要であると認識しております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	の建設について	設に向け取り組んでいただきたい。	を依頼しているが、狩猟者の高齢化や人材不足等により駆除が追いついていない状況にある。県内には、射撃場や狩猟者研修センター等の施設がないため、狩猟者の技能・安全確保の訓練などできないという課題がある。また、新規に猟銃免許の資格を取得する際にも、県外までの渡航費用の負担が大きいため新規取得者が増えず、人材育成が進んでいない。さらには、年々有害鳥獣被害が実態と乖離しているとの声を受け、本市としても専門機関に対し調査を依頼したものの、その信憑性が指摘されている。そのため、県におかれましても氷山の一角とされる有害鳥獣被害状況を改めて調査していただくと同時に、県内において狩猟者研修センター（射撃場）等の建設を検討していただく必要がある。	そのため、県では、国の鳥獣被害防止対策交付金を活用し、県内の実施隊員を対象に、県外の射撃場において研修を実施したほか、石垣市とも意見交換等を重ねてきたところであります。 狩猟者研修センター等の建設にあたっては、同交付金をはじめ、国の各種補助金等の活用が考えられますが、一方で、補助金毎に、さまざまな採択要件が定められております。 県としましては、各種補助金等の情報提供に努めるほか、引き続き、意見交換を継続するなど、鳥獣被害防止の取組みを支援してまいります。 また、鳥獣被害状況調査については、国が定めた「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」に基づき実施しているところですが、同要領では、調査は市町村が実施するものとなっております。県としては、同要領に基づく調査が適切に実施されるよう、指導・助言等を行ってまいります。
八 六	石垣港におけるC I Q施設の整備費用補助について	石垣港新港地区国際クルーズバスにおけるC I Q施設建設に係る費用の補助をしていただきたい。	石垣港新港地区では、令和3年春20万トン級対応の国際クルーズ専用岸壁が完成した。出入国に関する手続きは現在船内通路等で行われており、スペースが狭いため多大な時間を要している。新たにC I Q施設（ターミナルビル）を整備することで、クルーズ船客の利便性向上が図られると共に、出入国手続きの時間短縮に伴う観光消費の増加が見込まれ、八重山圏域はもとより沖縄県全体の経済発展に寄与することができる。沖縄県は台湾をはじめ、香港や	石垣港においては、国直轄事業により水深10.5m岸壁（L=420m）が整備され、さらなるクルーズ船の寄港が期待されることから、旅客の利便性向上等に資するクルーズターミナルの整備は重要と考えております。 県としましても、国の補助メニューの創設等について、石垣市と連携して取り組んでいきたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			東南アジアと距離的に近く、観光地として外国からのクルーズ船の寄港回数が多いが、島嶼県であるため1つの県で複数の港（石垣・宮古島・那覇等）にC I Q施設が必要といった島嶼県特有の事情がある。本市のような人口5万人弱の自治体単独で、高度な受入態勢を構築するには財政的に厳しい状況にあるため、C I Q施設建設に係る費用の補助が必要である。	
八 七	空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期供用開始について	空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期の全面供用開始に向けて取り組んでいただきたい。	新空港開港以降、観光客のレンタカー利用増加に伴い、空港～市街地間の一部区間において混雑する状況が発生し市民の生活にも影響を与えている。また、石垣市役所新庁舎や県立八重山病院が接していることから、今後も周辺道路の利用増加が見込まれるため、空港アクセス道路（県道石垣空港線）については一部供用開始されているものの、早期の全面供用開始が必要である。	県道石垣空港線は、新石垣空港と国道390号平得交差点を結ぶ延長約8.9キロメートルの道路で、市街地までのアクセス向上を図ること等を目的に、平成21年度に事業着手し、これまでに延長約5.3キロメートルの区間を暫定供用しております。 現在、電線共同溝や市道新田（あらた）線から県道大浜富野線に至る延長約1.9キロメートルの区間の道路改良工事等に取り組んでいるところであります。 引き続き、予算の確保に努めるとともに、石垣市と連携を図りながら、早期の全線供用に向け取り組んでまいります。
八 八	スクールロイヤーの配置に係る財政等支援の要請について	スクールロイヤー配置において、補助金の新設又は沖縄県で雇用や委託等をし、支援対象範	文部科学省が推進している教育行政に係る法務相談体制の充実において、法務相談経費を都道府県及び政令指定都市にのみ普通交付税措置がなされている。離島においても、法務相談のニーズが年々高まっている一方、石垣市において弁護士の数が多いため地元での任用等は容易でなく、学校職員と	学校では、いじめや保護者とのトラブルなど問題が多様化・複雑化しており、スクールロイヤーの配置は重要であると考えております。 県教育委員会としましては、市町村を含むスクールロイヤーの配置に必要な地方交付税措置の拡充に

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		圏を市町村まで拡充していただきたい。	の面談や研修会でもその都度、沖縄本島からの旅費も発生する。そのため、財政支援又は、沖縄県が雇用等し、相談対象を市町村に広げる必要がある。	ついて、国に要望することを全国都道府県教育長協議会等に提案しているところです。
八 九	医療的ケア児の修学旅行時における看護師の派遣要請について	医療的ケア児の修学旅行時に、「修学旅行に係る引率者の増員申請」の対象として看護師の配置や財政措置を新設していただきたい。	石垣市では、医療的ケアを要する児童が安全に安心して学校生活を送ることができるよう看護師を配置し支援している。しかしながら、修学旅行においては、小学校であっても、行先が沖縄本島となり、本市の看護師が宿泊を伴った引率が難しいこと、更に、旅費等の経費も多額になり、国庫補助のみである教育支援体制整備事業費補助金では十分でない。今後のニーズを踏まえ、安定した支援体制の構築のためには、沖縄県医療的ケア児支援センターからの看護師派遣や引率者の増員対象として看護師の配置、補助金の県負担分の新設等をする必要がある。	医療的ケアに係る看護職員配置については、市町村において、国の教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）を活用し、行っているところです。 県教育委員会としましては、引き続き、市町村に対して、看護職員配置に関する国からの予算措置に関する情報提供を行うとともに、全国都道府県教育長協議会等を通じて医療的ケア実施体制の充実に向け、国に要望してまいります。
八 10	沖縄県空港保安施設設置事業補助対象者の拡充について	沖縄県空港保安施設設置事業等補助金対象に外国航空会社も追加していただきたい。	新石垣空港では、台湾や香港の外国航空会社がコロナ禍で停止していた航路再開を目指している。そこで、より円滑な航路再開のため当該補助金に外国航空会社を追加対象とする必要がある。	沖縄県では県管理空港に国内定期便を就航している航空運送事業者及び空港ターミナル事業者に対し、保安施設設置や保安検査に係る費用を補助しております。 国や他都道府県の外国航空会社への補助金の交付状況を参考にしながら、検討していきたいと考えております。
八 11	石垣市北部・西部地区の通学困難な高校生	石垣市北部・西部地区に居住する高校生がいる世帯は、公共	石垣市は県内で3番目に広大な面積を有しており、人の移動手段とそれにかかる負担は重要な課題である。石垣市北部・西部地区に居住する高校生がいる世帯が抱える問題として、始発のバスに乗車し	高校未設置離島を有する市町村においては、島を出て進学する高校生の居住費等を支援していくため、離島高校生修学支援事業を実施しております。本事業に対しては、国が2分の1の補助を行ってお

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	への支援について	交通機関による通学が困難であることから、他地区と比較し経済的負担が大きいため、県による寮費補助等の支援をしていただきたい。	たとしても市内南部にある高校の始業時間に間に合わないため、バス通学が困難であるという現状がある。そのため、子どもが高校に進学する場合、寮に入るか世帯ごと通学に支障のない南部地区へ移り住まなければならない状況があり、他地区と比較し経済的負担が大きくなることから、北部・西部地区の過疎化の要因の一つとなっている。国庫補助である離島高校生修学支援事業において、寮費を一部助成する制度はあるが、島内に高校を有する自治体は同補助の対象外とされているため、石垣市の北部・西部地区に居住する生徒は、通学が困難でありながら、同補助の対象とされていない。このような、近隣自治体からの通学環境より厳しい本市の現状を把握していただき、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」における「誰一人取り残さない社会」を鑑み、通学が困難な地域の生徒に対しても、沖縄県独自の支援制度を創設する必要がある。	り、県も4分の1の補助を行っているところであります。 あわせて、県立学校寄宿舎は、遠隔地の生徒の学校生活の便宜を図ることを目的に設置しており、その費用は民間賃貸住宅等と比べ低廉となるよう支援しているところです。 このほか、住民税所得割非課税世帯及び一定の所得基準に満たないひとり親家庭の高校生等を対象として、バス通学の無料化を実施しております。 今後、当該地域における就学の実情を踏まえ、既存制度との均衡、へき地教育の振興の観点から支援のあり方について、石垣市及び関係部局と意見交換をしてまいります。
八 12	尖閣諸島の自然環境及び海岸線の保全について	尖閣諸島の貴重な固有種と自然環境保全及び海岸線（低潮線）保全のため、自然環境調査及びヤギ駆除等の保全対策が実施できるよ	我が国固有の領土であり、沖縄県石垣市の行政区域である尖閣諸島の貴重な固有種や限りある自然環境保全のため、ヤギの駆除及び自然環境調査が必要であるが、尖閣諸島は現在国が所有しており、上陸が認められない状況となっている。尖閣諸島にはセンカクモグラやセンカクツツジをはじめ、固有種や絶滅危惧種である動植物が数多く存在している。これらの動植物や自然環境は、我が国の貴重な財産であり、尖閣諸島を行政区域とする本市としても、そ	令和5年3月の衆議院外務委員会において、「尖閣、魚釣島の自然環境を守るために一刻も早くヤギの駆除等をするべき」旨の質問に対して、国は「現時点では上陸調査、ヤギの駆除等の対策を行う予定はないが、引き続き関係者間での情報交換に努め、今後の追加的な対応の必要性について適切に判断してまいりたい。」旨を答弁しており、環境省では全国自然環境の状況調査として、尖閣諸島についても衛星画像を用いた調査を実施しております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		う、国に働きかけていただきたい。	の保全の必要性については大変重要なものと認識している。しかしながら、ヤギによる食害やそれによる生態系及び自然環境は刻一刻と悪化しているものと推測され、令和4年1月及び令和5年1月に本市が実施した「石垣市周辺海域実態調査」において、洋上から魚釣島を視察した際も、島の裸地化が進行している様子が確認された。また、ヤギの食害による影響は、貴重な動植物を有する生態系だけではなく、裸地化による表土流出を招き、海岸線（低潮線）への影響も危惧される。については、貴重な動植物を有する尖閣諸島の自然環境保全と国境離島である尖閣諸島の国土保全の観点から、早急に自然環境調査を行い、ヤギの駆除等の対策が必要である。	県としましては、国の今後の対応について注視してまいります。
八 13	尖閣諸島海域内での漁業者の安全操業の確保について	尖閣諸島海域における、漁業者の安心・安全操業の確保のため、適切な措置を講じるよう国に働きかけていただきたい。	尖閣諸島海域は、資源の豊富な漁場として漁業者は操業を行っているが、中国公船による領海侵入や日本漁船への威嚇行為などが繰り返されており、安全な漁業活動の確保に懸念が生じている。については、安心・安全な操業や漁場の確保に向け、外国漁船・中国公船の取り締まりを強化する必要がある。	尖閣諸島周辺海域については、中国海警船による接続水域の航行や領海侵入が繰り返されており、また、海警船の大型化、武装化、増強も進んでいるとされております。 県としては、尖閣諸島を巡る問題がエスカレートし、不測の事態が生じることは決してあってはならないと考えております。 このため、機会あるごとに国に対し、尖閣諸島が日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと、同海域における安全確保について、更なる海上保安体制の強化等適切な措置を講ずること、冷静かつ平和的な外交（対話）によって中国との関係改善を図ること等について、要請を行っております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				尖閣諸島周辺海域においては、中国海警船による日本漁船への追尾等、威圧行為が繰り返されており、本県漁船の安全操業に大きな影響を与え、操業を自粛せざるを得ない事態が生じております。 このため、県は機会あるごとに国に対し、当該海域における安全操業の確保を求める要請を重ねてきたところであり、去る令和6年12月25日にも漁業関係団体と連携し、「違法操業を行う外国漁船への取締の徹底」、「中国海警船による威圧行為等の排除」、及び「我が国漁船の安全確保」を求める要請を行ったところであります。 県としましては、引き続き、当該海域における漁業者の安全確保について、国に対して強く求めてまいります。
八 14	老朽化したヘリ離着陸施設の改修費用の支援について	ヘリ離着陸施設（7カ所）の改修費用の財政支援をしていたきたい。	竹富町は、1町多島で非常備消防のため、各島で傷病者が発生し診療所に対応出来ない場合は、昼間は船舶、夜間はヘリにて患者の搬送を行っている。平成11年から14年にかけて夜間の救急搬送に対応するため、ヘリ離着陸施設（7カ所）を整備している。施設を整備して20年以上経過し、老朽化が進んでいることから境界灯、誘導灯などの修繕費用がかかり、施設の改修を検討しているところであるが、改修費用が高額で施設改修費用に対する補助メニュー等が無いため対応に苦慮している。ついては、離島医療と住民の安心・安全を確保するため、ヘリ離	竹富町では、7ヶ所の急患輸送用場外離着陸施設の改修について、内閣府が所管する沖縄離島活性化推進事業費補助金を申請し、令和6年9月30日付けで交付決定を受けております。 県としては、同様な相談が市町村からあった場合には、県内市町村の事例、活用可能な地方債及び支援制度を紹介するなど、可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			着陸施設（7カ所）の改修費用に係る財政支援をしていただく必要がある。	
八 15	農林漁業資材等輸送費補助について	農林水産物出荷における条件不利性解消事業同様、農林漁業資材等の移入に係る費用についても補助をしていただきたい。	竹富町は離島の更に離島に位置し、肥料・飼料・農林漁業資材等の購入において輸送コストが嵩み、生産者の経営を日常的に圧迫している。また、世界情勢の急激な変化により、燃料・肥料・飼料を含む諸々の価格高騰の影響は日々厳しさを増しており、今後の新規就労者の確保や後継者育成など、本町農林漁業の振興発展への影響が大きく懸念される。については、現状に鑑み、離島地域における不利性を解消する観点から、移入に係る輸送費の補助をしていただく必要がある。	飼料・肥料等の農林漁業資材に関する移入コストの負担軽減につきましては、離島地域の生産振興の観点から、全国における類似の制度等を参照しつつ、関係市町村や関係機関と意見交換等を進めてまいります。 なお、北部離島地域における農林水産物等の域外出荷に係る輸送費については、令和7年度以降についても引き続き、生産者の所得拡大のために「おきなわ農林水産物県外出荷促進事業」の北部・離島振興事業において支援を継続してまいります。
八 16	竹富町民等船賃軽減事業の継続について	振興計画期間だけに留まらず、永続的な負担軽減が図れるよう検討していただきたい。	竹富町民等が島内各地点と石垣市間を移動する際、旅客船を利用しているが、バス等の公共交通機関に比べ、交通費が割高で、町民にとっては大きな経済的負担となっている。旅客船の運賃をJR料金並みにすることで、竹富町民等の交通費にかかる負担が軽減されることから、離島の経済的負担の格差を無くすためにも、振興計画期間だけに留まらない永続的な支援が必要である。また、2021年より船賃に燃料油価格変動調整金(サーチャージ)が導入されたことにより経済的負担がより大きくなっている為、サーチャージによる上乗せに対しての補助をしていただく必要がある。	県では、「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施し、航路においては約3割から7割の運賃低減を図っております。 県としましては、当事業を安定的かつ継続的に実施するとともに、竹富町が実施する高速船向けの「竹富町民等船賃負担軽減事業」と連携して、離島住民の交通コスト低減に取り組んでまいります。 また、燃料サーチャージ料金への支援については、町の既存事業を含めて竹富町と意見交換をしてまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
八 17	離島におけるごみの海上輸送費用補助について	廃棄物処理において各島からの廃棄物輸送に係る費用の補助をしていただきたい。	竹富町は9つの有人島を有し、うち6島（竹富島、黒島、小浜島、鳩間島、波照間島、西表島）で廃棄物処理施設を整備し中間処理（焼却・分別等）を行っており、そこで排出される焼却残渣や資源ごみ類は、海上輸送を経て西表島に設置している竹富町リサイクルセンターへと搬入している。更に、竹富町リサイクルセンターで最終選別し圧縮梱包されたりサイクル資源は、石垣島を経由し沖縄本島や九州地方の再生処理施設へと海上輸送されている。また、本町各島港湾施設に放置された貨物輸送用パレット及び海岸漂着ごみを処分する際にも、それらを海上輸送する必要がある。本町は島嶼の町であるがゆえに、運搬輸送手段をほぼ海上交通に頼らざるを得ない現状にあり輸送費が高額となってしまうため、費用の補助をしていただく必要がある。	県では、平成25年度から27年度にかけて複数の離島市町村が連携して一般廃棄物の処理を行う「ごみ処理広域化」に関する調査を行ったところ、処理体制の効率化や処理経費の低減化につながるといった結果が得られたことから、関係市町村等にごみ処理の広域化について提言したところです。また、平成29年度から令和3年度にかけて「離島廃棄物適正処理促進事業」において、離島市町村から輸送費低減の要望があった処理が困難な廃棄物について、輸送コスト低減の可能性がある廃棄物処理業者の情報をとりまとめ、離島市町村に提供するとともに、産業廃棄物と一般廃棄物をあわせて処理する「あわせ処理」に係る実証試験において処理コストの低減が確認できたことから、県においては、「ごみ処理広域化」や「あわせ処理」を離島市町村に推進しているところです。 また、離島における産業廃棄物の適正処理に資するため、産業廃棄物税を活用した「沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業費補助金」において、令和4年度より、離島における産業廃棄物の施設設備の整備を行う事業を補助対象事業に追加したところです。 今後も離島における廃棄物の適正処理の推進に向けて取り組んでまいります。
八 18	離島における放置パレ	放置パレット及び漂着ごみを	竹富町内各港湾施設において、貨物輸送で使用されたパレットが放置され、複数年に渡り本町にて運	海岸漂着ごみの処理に係る環境省の地域環境保全対策費補助金は、一定の要件を満たす場合に、処理

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	ット及び海岸漂着ごみの処理問題について	処理するための破砕機導入に係る費用の補助をしていただきたい。	搬・処分等を行っており、本町財政を圧迫している状況であるとともに、本町の景観を損ねている状況である。また、本町は島しょ型海洋自治体であり、各島々において、海岸漂着ごみが多く漂着しており、同ごみの処理についても本町外へ運搬し、処理を行っているため本町財政を圧迫している状況である。これらの問題を改善するべく、同廃棄物を破砕する為の設備を導入するには多額の予算が必要となることから、費用の補助を行っていただく必要がある。	機材の購入が可能となっております。また、市町村の廃棄物処理施設整備を対象とした環境省の循環型社会形成推進交付金においても、漂着ごみの処理施設の整備が交付対象となっており、同交付金の交付要綱・取扱要領の要件を満たし、かつ国の承認が得られれば、活用することが可能となっております。 また、放置パレットを産業廃棄物として民間事業者が処理を行う場合、その処理施設は「沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業費補助金」の対象となります。 これら制度の活用を検討に向け、竹富町へ情報提供を行ったところであり、今後も助言等を行い連携して取り組んでまいります。
八 19	西表島北岸エリアの携帯電話不感地帯の解消について	事業採算上の問題により通信環境整備が進まず、不感地帯が解消されていない為、早急な改善対策に支援をしていただきたい。	西表島北岸エリアには、「ヒナイ川周辺の自然休養林」及び「大見謝川ロードパーク」があり、近年多くの観光客が利用しているが携帯電話不感地帯となっている。2022年9月には観光客の男性が溺れて死亡する事故が発生しており、通報時に電話が繋がらず時間を要す事態があった。世界自然遺産リストに登録されたことにより、今後、さらに利用が増えることが予測されるため、持続的に質の高い観光及び安心・安全を提供するためにも、緊急通報が繋がる環境整備、それに係るイニシャルコスト・ランニングコストに係る支援をしていただく必要がある。	現在、県では、総務省補助事業の採択に向けた竹富町の取組を支援するため、事業化に向けた予算を令和7年度新規に計上したところです。 引き続き、竹富町と連携しながら、早期着手に取り組んでまいります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
八 20	国境交流事業の推進に伴うインバウンド受け入れ環境整備への支援について	台湾等との国境交流事業やクルーズ船受入の推進において、港湾及び漁港の利用を想定しているが、現状は不開港であることから、利用に際して一程度の環境整備が必要となっていることから、必要な環境や施設の整備に関して、ご支援をいただきたい。	高速船を活用した社会実験を契機にインバウンド受け入れを強化することで、誘客促進及び人流の活発化による地域経済の活性化を目指しているが、不開港である本町の港にてインバウンドを受け入れるためには、一程度の環境や施設の整備が必要であると考えている。特に臨時的にC I Q関係の審査を実施するためには、安全かつ安心して対応が出来るよう環境整備は不可欠となることから今後の対応を検討している、現在与那国町の港湾施設には屋内C I Q対応施設はもちろんの事、屋内の待合室等も無い状態である、くわえて接岸時に船への水の補給設備もない。港湾及び漁港共に沖縄県の管理施設であることから、必要な手続きや施設整備、財源の検討をしていただく必要がある。	与那国町における国際旅客船が接岸可能な港湾整備については、町と意見交換を行い、国際旅客船の需要等を踏まえた上で、その必要性も含め検討していきたいと考えております。 県が管理する久部良漁港においては、定期フェリーや貨物船等が係留できる特定目的岸壁を整備しております。当岸壁の使用に当たっては、船が安全に係留できる規格であるか、入港時に漁業活動や定期フェリーの運航等に支障がでないか等を確認の上、沖縄県漁港管理条例に基づく使用手続きが必要となります。 また、同漁港内に町や民間事業者等がC I Q関連施設を整備する際には、同条例に基づく占用許可を受ける必要があります。 県としましては、町や民間事業者等から岸壁の使用やC I Q関連施設の整備等に係る具体的な相談がある場合は、必要となる条例手続き等を説明するなど、漁港管理者として適切に調整してまいります。 新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国では令和2年3月からクルーズ船の運航が一時休止していましたが、令和5年3月以降、国際クルーズ船の受入が再開され、与那国島では、主に小規模離島を周遊する付加価値の高い小型ラグジュアリー船が寄港しています。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				県としましては、様々な主体が取り組むC I Qの環境整備に資するよう、安定的な寄港実績の確保に向けて、引き続き与那国町等と連携しクルーズ船の誘致に取り組んでまいります。
八 21	離島に勤務する医師のサポート体制の充実について	現在、診療所の医師の労働環境改善のため医師の増員に対する予算措置等、離島の医療現場へのサポート体制を整えていただきたい。	与那国町には町立診療所があり地域振興協会が指定管理者として運営を行っている。人件費などは診療所の収益でまかなうのは大前提なのは承知しているが、事業収益だけでは赤字になってしまう為、町から補助金で運営費支援を行い、医師1名の確保を行ってきた。しかし、医師1名の体制で365日、時間内外診療を行っており、医師の労働環境が非常に悪い状態であったため、医師の2名体制を令和5年度より町の補助金を増額して行っている。しかし、財源が町単費であるため財政的な負担が大きくなっている。離島の地域医療を継続するためには医師の労働環境の改善は必要である。そのため、離島医療の継続のためにも財政支援を検討していただく必要がある。	県では、へき地における安定的な医療の確保を図るため、へき地診療所に対し、診療所の運営経費が診療収入等を上回るなどの要件を満たす場合、その運営経費に対し補助を行っているところです。 県としましては、与那国町を含む県内離島における医療提供体制の確保・充実を図るため、地元自治体や医療機関の要望を踏まえ、必要な支援を行っていきたいと考えております。
八 22	離島に勤務する教職員へのサポート体制の充実について	現在、学校現場においても「働き方改革」の取組を推進するにあたり、業務改善アドバイザーやカウンセラー等の配置な	与那国町には小学校3校、中学校2校が設置されているが、教職員のほとんどが島外から赴任している。小規模の学校ではあるが、小学校では複式の学級もあり、少ない職員で多くの校務分掌を分担している状況である。学校規模が小さく産業医の確保もできない環境で勤務状況を把握し業務時間の適正化に取り組んでいるが、業務改善のさらなる推進や職員のメンタルヘルス確保が急務である。離島である	県教育委員会では、国の事業を活用して、教員業務支援員配置事業やスクールカウンセラー等配置事業などを実施し、学校の支援に取り組んでおります。 県教育委員会は、与那国町教育委員会と連携し、令和5年12月より与那国町立学校への教員業務支援員の配置を支援しております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		ど、離島の教育現場へのサポート体制を整えていただきたい。	ために外部人材を活用するためには旅費等の費用の確保が必要である。離島のさらに離島にある市町村において共通する課題であると考え。つきましては格差是正のための制度を創設していただく必要がある。	また、平成31年度より県内全小中学校にスクールカウンセラー等を配置し、学校における教育相談体制の充実に取り組んでおります。 引き続き、市町村教育委員会と連携・協働して、各々の役割と責任に基づいて、学校における働き方改革の取組の推進に努めてまいります。